



Asset
Management

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン

A限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け) / B為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)
追加型投信 / 内外 / 債券

投資信託説明書
(請求目論見書)

2016.8.27

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)およびゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)(以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年8月26日に関東財務局長に提出しており、平成28年8月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 本ファンドは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。その後の改正を含みます。以下「確定拠出年金法」といいます。)に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	3
第1	ファンドの状況	3
1	ファンドの性格	3
2	投資方針	11
3	投資リスク	18
4	手数料等及び税金	22
5	運用状況	24
第2	管理及び運営	41
1	申込（販売）手続等	41
2	換金（解約）手続等	42
3	資産管理等の概要	43
4	受益者の権利等	45
第3	ファンドの経理状況	47
1	財務諸表	49
2	ファンドの現況	91
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	92
第三部	委託会社等の情報	93
第1	委託会社等の概況	93
1	委託会社等の概況	93
2	事業の内容及び営業の概況	94
3	委託会社等の経理状況	95
4	利害関係人との取引制限	118
5	その他	118

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）^(注)

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といい、必要に応じて、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。）

(注) 本ファンドは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。その後の改正を含みます。以下「確定拠出年金法」といいます。)に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

AコースおよびBコースはいずれも委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各コースにつき1兆円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2016年8月27日から2017年8月25日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

本ファンドは確定拠出年金法に基づいた取得申込みを取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、取得申込日の翌々営業日までに本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外…投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	<Aコース> あり (部分ヘッジ) <Bコース> なし	日経225 TOPIX その他 ()	プル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショ ート型/絶対収益 追求型 その他 ()

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回…目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(3)ファンドの仕組み 1. ファンドの仕組み」をご覧ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う（為替リスクを低減する）コース（Aコース）と、為替ヘッジを行わないコース（Bコース）があります。
3. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

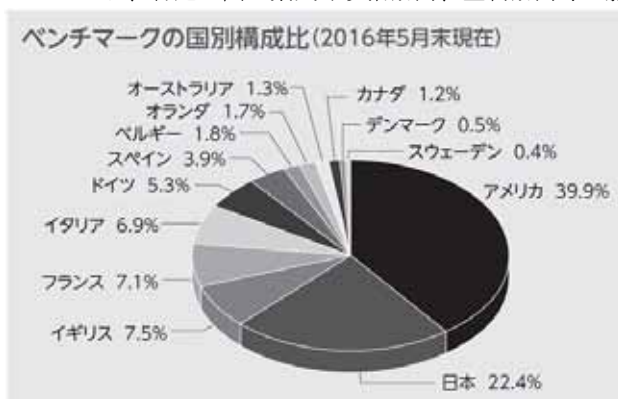
Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

<ファンドのベンチマーク>

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することをめざします。



Aコース

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ヘッジ・ベース）

Bコース

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ベース）

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

<なぜ世界債券投資なのでしょうか>

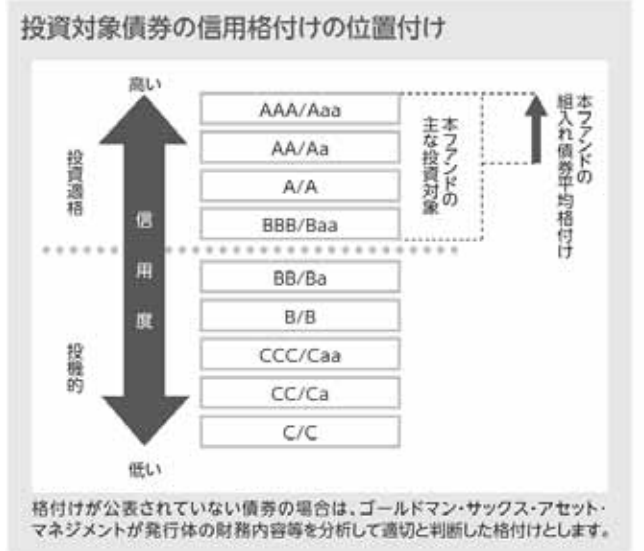


債券への投資は、短期金融商品(預貯金等)を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりのリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間: 1998年6月末~2016年5月末
 出所: ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
 世界株式: MSCIワールド・インデックス(円ヘッジ)
 世界債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)
 円短期金融商品: 1ヵ月円LIBOR

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況(参考)運用実績」をご覧ください。**Aコースの場合は、為替ヘッジを行う一方でアクティブ通貨運用を行うため一定の為替リスクを伴いますので、上記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご留意ください。

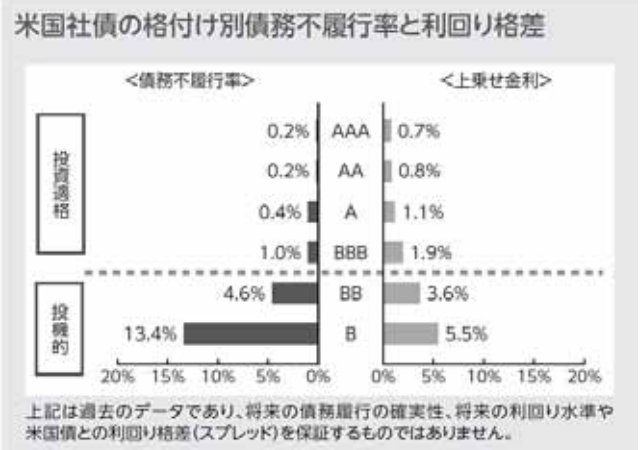
<高格付け債券への投資>



投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上に維持するように運用します。投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターンを安定化をめざします。

ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。



社債市場では、信用力の高い(格付けが高い)銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

<債務不履行率>
 期間: 1981年~2015年 出所: S&P
 1981年~2015年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前(各年1月1日時点)の格付けを参照。(2015年12月末現在)

<上乗せ金利>
 2016年5月末現在 出所: パークレイズ

上記は過去のデータであり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差(スプレッド)を保証するものではありません。

< Aコース（限定為替ヘッジ）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスクのヘッジ（低減）

為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます*¹。

為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラス α の収益を追求します。

国内債に近い性質

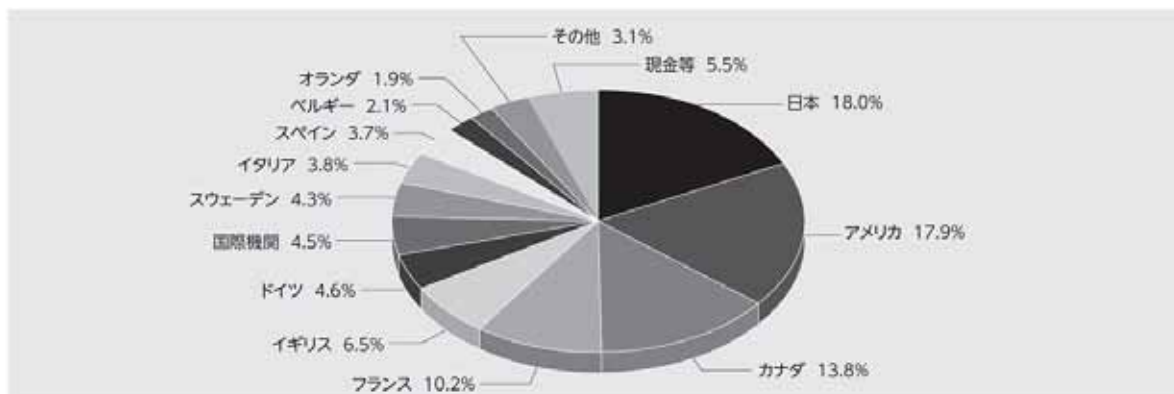
為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト*²）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

* 1 Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

* 2 ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

Aコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。



2016年5月末現在

上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

世界債券の値動きの推移と円ドル相場

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。



期間：1998年6月末～2016年5月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界債券（円ヘッジ）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（日本）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

<Bコース（為替ヘッジなし）の特徴>

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

海外の好金利

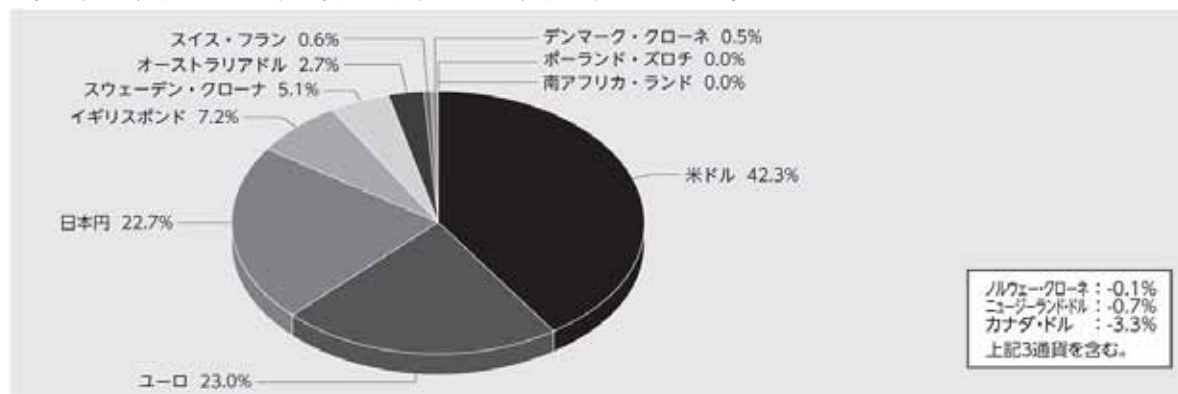
海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

Bコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

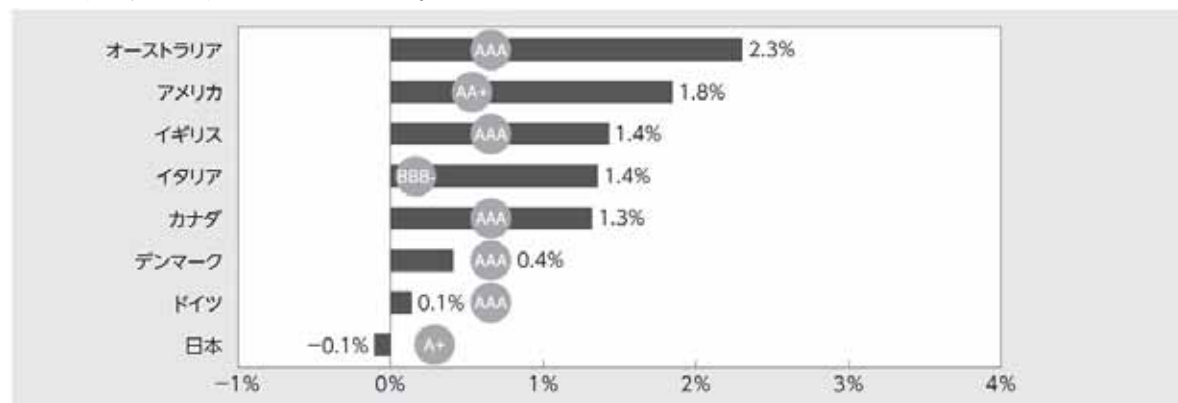


2016年5月末現在

上記はマザーファンドの数値です。

各国の10年国債利回りと格付け

海外金利は国内金利を上回っています。



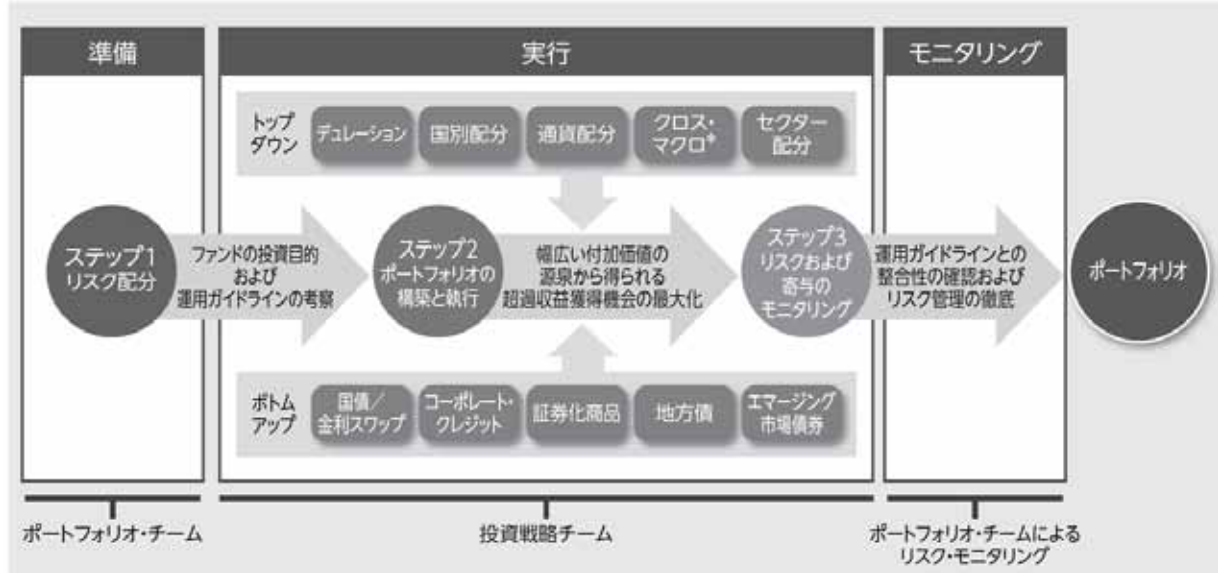
2016年5月末現在

出所：ブルームバーグ、S&P(格付けは自国通貨建て長期債務)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておられませんのでご留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A Mロンドン、G S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A MロンドンおよびG S A Mシンガポールが主に運用を担当しております。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

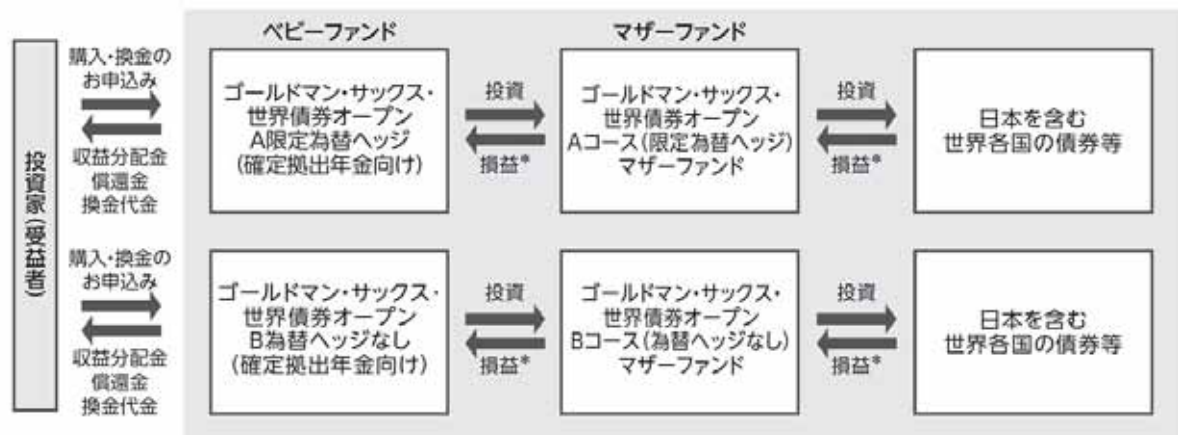
本ファンドの信託設定日は2001年11月22日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーにそれぞれ委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
- (c) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

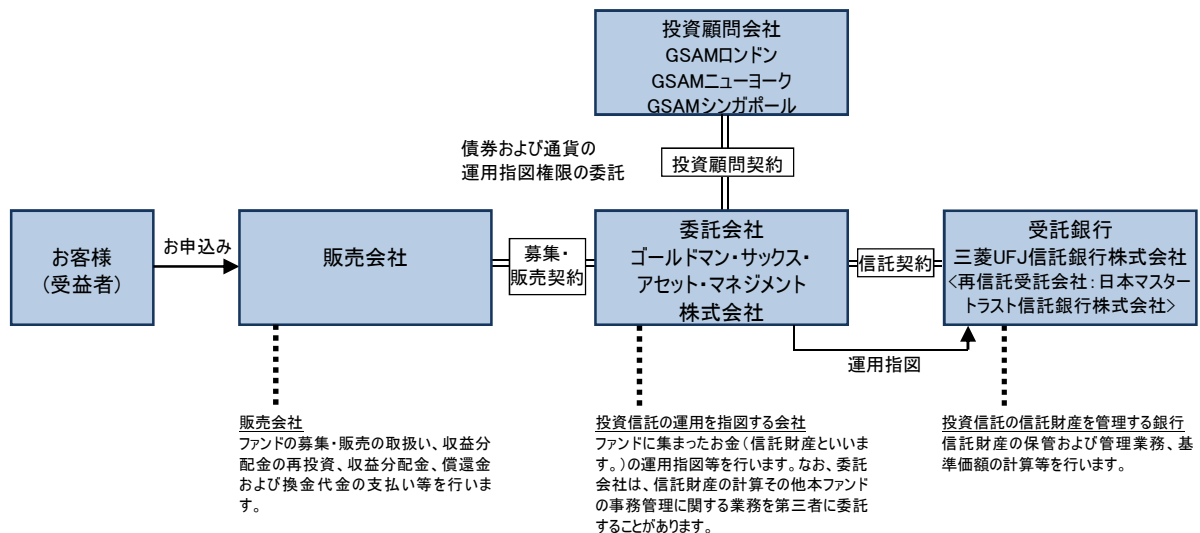
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

(G S A M) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル（約131兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.61円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（2016年8月26日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(2016年8月26日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げられる場合もあります。）。
- ・ Aコースにおける実質外貨建資産*については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースにおける実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。
* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ 中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 上記とは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保もめざします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市	債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市		
ゴールドマン・サックス (シンガポール) ピーティーイー (GSAMシンガポール)	シンガポール		

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。）
- ハ. 金銭債権
- ト. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- 9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- 10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書および7. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から5. までの証券および7. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産*の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の

利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

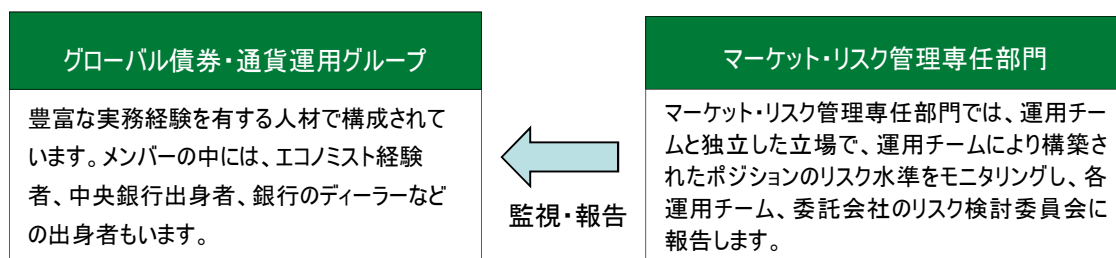
本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよびG S A M シンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を

含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年6月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。
 - ② 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
 - ③ 分配を行う場合には、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
 - ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<収益分配金に関わる留意点>

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家の購入価額によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合*は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合*は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合*は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合*は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
7. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
8. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第27条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が

可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第31条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

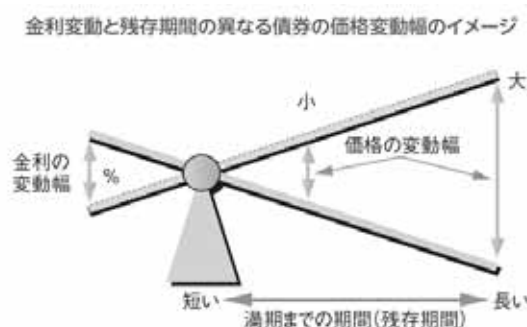
(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3. 為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。



期間：1999年1月末～2016年5月末

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払

われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ヘッジ・ベース）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドか

ら報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

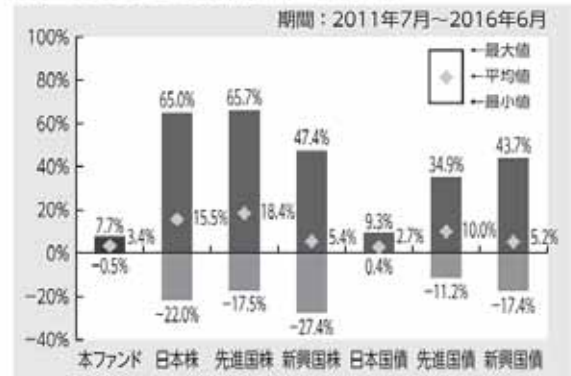
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**

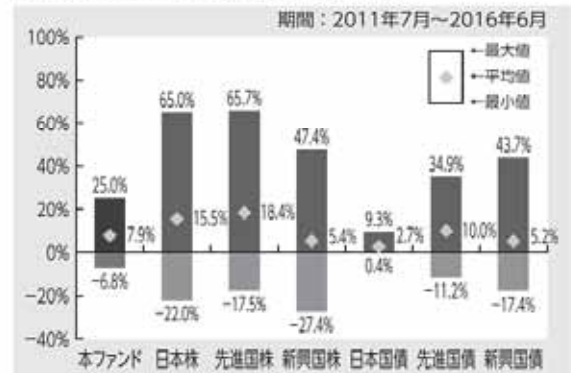


ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)

**本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



**本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

支払先	役務の内容	配 分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.54%（税抜0.5%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.432%（税抜0.4%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.054%（税抜0.05%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。確定拠出年金法に定める資産管理機関および国民年金基金連合会等が受益者の場合には、所得税、法人税および地方税の課税は行われません。

(注) 税法または確定拠出年金法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産から支払われます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,593,267,831	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,954,585	△0.06
合計（純資産総額）	—	4,590,313,246	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	7,253,387,889	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△4,764,895	△0.07
合計（純資産総額）	—	7,248,622,994	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	7,242,815,335	16.83
	アメリカ	3,597,412,556	8.36
	カナダ	6,595,754,251	15.33
	ドイツ	967,577,782	2.25
	イタリア	1,432,321,637	3.33
	フランス	2,037,837,486	4.74
	イギリス	1,281,387,862	2.98
	オランダ	473,124,097	1.10
	スペイン	1,469,363,163	3.41
	ベルギー	682,920,072	1.59
	スウェーデン	1,625,583,859	3.78
	デンマーク	276,430,520	0.64
	小計	27,682,528,620	64.33
特殊債券	アメリカ	642,939,145	1.49
	カナダ	90,856,527	0.21
	ドイツ	1,428,273,001	3.32
	フランス	539,406,364	1.25
	オランダ	26,674,375	0.06
	国際機関	1,783,413,787	4.14
	小計	4,511,563,199	10.48
社債券	日本	102,584,876	0.24
	アメリカ	3,027,508,173	7.04
	イタリア	41,561,890	0.10
	フランス	1,364,185,223	3.17
	オーストラリア	389,935,465	0.91
	イギリス	1,243,908,330	2.89
	スイス	95,590,866	0.22
	オランダ	221,856,957	0.52
	ベルギー	159,272,625	0.37
	ルクセンブルク	229,540,336	0.53
	アイルランド	116,713,035	0.27
	ジャージー	89,283,684	0.21
	小計	7,081,941,460	16.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,754,719,869	8.73
合計（純資産総額）	—	43,030,753,148	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	11,252,543,558	19.40
	アメリカ	2,626,096,263	4.53
	カナダ	8,485,175,172	14.63
	ドイツ	2,465,531,540	4.25
	イタリア	1,163,200,182	2.01
	フランス	2,336,134,325	4.03
	イギリス	1,876,578,845	3.24
	オランダ	442,776,024	0.76
	スペイン	1,739,590,912	3.00
	ベルギー	678,237,643	1.17
	スウェーデン	2,420,037,063	4.17
	デンマーク	517,553,759	0.89
	小計	36,003,455,286	62.08
特殊債券	アメリカ	1,833,688,740	3.16
	カナダ	198,232,422	0.34
	ドイツ	2,751,739,857	4.74
	フランス	1,138,873,848	1.96
	オランダ	44,457,292	0.08
	国際機関	3,230,267,818	5.57
	小計	9,197,259,977	15.86
社債券	日本	210,568,957	0.36
	アメリカ	5,055,889,825	8.72
	イタリア	77,181,792	0.13
	フランス	2,202,578,337	3.80
	オーストラリア	539,332,480	0.93
	イギリス	1,678,111,856	2.89
	オランダ	660,032,278	1.14
	ベルギー	288,226,183	0.50
	ルクセンブルク	444,391,906	0.77
	アイルランド	95,492,484	0.16
	ジャージー	178,567,369	0.31
	小計	11,430,373,467	19.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,368,429,386	2.35
合計（純資産総額）	—	57,999,518,116	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース (限定為 替ヘッジ) マザーファンド	2,753,922,796	1.6476	4,537,599,663	1.6679	4,593,267,831	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース (為替ヘ ッジなし) マザーファンド	3,458,440,800	2.1612	7,474,636,701	2.0973	7,253,387,889	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	69,780,000	7,993.75	5,578,038,897	8,011.90	5,590,706,123	0.75	2021/3/1	12.99
2	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	1,776,000,000	101.00	1,793,760,000	101.03	1,794,310,560	0.3	2018/3/20	4.17
3	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	1,604,000,000	105.36	1,690,054,600	105.57	1,693,342,800	1	2020/9/20	3.94
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75%	15,000,000	10,285.33	1,542,800,992	10,314.87	1,547,231,298	0.75	2018/2/28	3.60
5	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	85,830,000	1,278.86	1,097,651,696	1,276.77	1,095,856,576	3.75	2017/8/12	2.55
6	日本	国債証券	第118回利付国債 (20年)	841,100,000	128.24	1,078,626,640	130.01	1,093,514,110	2	2030/6/20	2.54
7	ドイツ	国債証券	BUNDESBL 1%	8,100,000	11,927.32	966,113,711	11,945.40	967,577,782	1	2019/2/22	2.25
8	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.75%	6,390,000	12,907.42	824,784,347	13,098.91	837,020,572	1.75	2024/11/25	1.95
9	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 3.25%	8,800,000	8,977.90	790,055,694	8,969.52	789,318,486	3.25	2021/6/1	1.83
10	ドイツ	特殊債券	KFW 0%	6,600,000	11,594.91	765,264,348	11,656.79	769,348,697	0	2021/6/30	1.79
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	5,210,000	12,676.45	660,443,205	13,324.89	694,226,769	3.625	2044/2/15	1.61
12	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	5,770,000	10,940.35	631,258,469	11,042.59	637,157,897	0.625	2024/1/15	1.48
13	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 3.8%	4,490,000	13,708.03	615,490,992	13,895.18	623,893,675	3.8	2024/4/30	1.45
14	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 3.5%	3,970,000	14,895.06	591,334,069	15,155.76	601,683,684	3.5	2026/4/25	1.40
15	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1%	5,020,000	11,627.38	583,694,812	11,968.96	600,842,211	1	2032/4/14	1.40
16	ドイツ	特殊債券	KFW 1.125%	5,600,000	10,318.88	577,857,738	10,348.52	579,517,482	1.125	2018/8/6	1.35
17	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,810,000	19,267.22	541,409,019	20,197.34	567,545,260	4.5	2034/9/7	1.32
18	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 4.25%	38,430,000	1,376.34	528,928,162	1,378.42	529,727,283	4.25	2019/3/12	1.23
19	イタリア	国債証券	BTPS 2.35%	3,940,000	13,170.25	518,908,236	13,167.43	518,796,962	2.35	2024/9/15	1.21
20	日本	国債証券	第34回利付国債 (30年)	340,700,000	146.18	498,035,260	150.82	513,843,740	2.2	2041/3/20	1.19
21	日本	国債証券	第20回利付国債 (物価連動・10年)	466,000,000	106.21	494,967,725	106.42	495,929,316	0.1	2025/3/10	1.15
22	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.5%	3,500,000	14,110.48	493,866,943	14,142.31	494,981,159	1.5	2019/2/1	1.15
23	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	392,100,000	124.39	487,764,558	125.63	492,618,756	2.1	2027/6/20	1.14
24	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 4.5%	2,090,000	19,444.92	406,398,996	20,829.50	435,336,618	4.5	2041/4/25	1.01
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 1.15%	3,500,000	11,841.76	414,461,868	11,930.99	417,584,710	1.15	2020/7/30	0.97
26	国際機関	特殊債券	EFSF 0.4%	3,600,000	11,427.21	411,379,854	11,594.79	417,412,770	0.4	2026/5/31	0.97
27	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	2,070,000	17,924.09	371,028,766	19,223.90	397,934,812	3.5	2045/1/22	0.92
28	ベルギー	国債証券	BELGIAN 4%	2,200,000	16,693.73	367,262,124	17,420.91	383,260,049	4	2032/3/28	0.89
29	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,950,000	12,972.97	382,702,649	12,949.97	382,024,337	4.25	2019/9/1	0.89
30	日本	国債証券	第330回利付国債 (10年)	293,150,000	107.70	315,746,002	108.27	317,393,505	0.8	2023/9/20	0.74

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	64.33
特殊債券	10.48
社債券	16.46
合計	91.27

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	103,330,000	7,993.78	8,259,981,155	8,011.90	8,278,699,680	0.75	2021/3/1	14.27
2	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	2,408,700,000	105.36	2,537,926,755	105.57	2,542,864,590	1	2020/9/20	4.38
3	ドイツ	国債証券	BUNDESBL 1%	20,640,000	11,927.27	2,461,789,139	11,945.40	2,465,531,540	1	2019/2/22	4.25
4	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	2,259,500,000	101.00	2,282,095,000	101.03	2,282,795,445	0.3	2018/3/20	3.94
5	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,716,000,000	123.35	2,116,686,000	124.57	2,137,775,640	2.1	2026/12/20	3.69
6	スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	105,290,000	1,278.86	1,346,519,249	1,276.77	1,344,317,126	3.75	2017/8/12	2.32
7	ドイツ	特殊債券	KFW 1.125%	12,600,000	10,318.88	1,300,179,912	10,348.52	1,303,914,336	1.125	2018/8/6	2.25
8	ドイツ	特殊債券	KFW 0%	10,000,000	11,594.91	1,159,491,436	11,656.79	1,165,679,844	0	2021/6/30	2.01
9	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 4.5%	5,170,000	19,444.92	1,005,302,784	20,829.50	1,076,885,321	4.5	2041/4/25	1.86
10	スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVT 4.25%	78,040,000	1,376.34	1,074,097,157	1,378.42	1,075,719,937	4.25	2019/3/12	1.85
11	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000	10,940.35	1,018,547,029	11,042.59	1,028,065,862	0.625	2024/1/15	1.77
12	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.75%	7,800,000	12,907.42	1,006,779,016	13,098.91	1,021,715,254	1.75	2024/11/25	1.76
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	7,320,000	12,676.45	927,916,364	13,324.89	975,381,948	3.625	2044/2/15	1.68
14	日本	国債証券	第20回利付国債 (物価連動・10 年)	906,900,000	106.21	963,275,171	106.42	965,146,559	0.1	2025/3/10	1.66
15	日本	国債証券	第72回利付国債 (20年)	781,750,000	119.66	935,512,407	120.05	938,561,232	2.1	2024/9/20	1.62
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 3.8%	6,200,000	13,708.03	849,898,474	13,895.18	861,501,289	3.8	2024/4/30	1.49
17	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1%	6,780,000	11,583.81	785,382,888	11,968.96	811,496,057	1	2032/4/14	1.40
18	国際機関	特殊債券	EFSF 0.4%	6,500,000	11,427.21	742,769,182	11,594.79	753,661,947	0.4	2026/5/31	1.30
19	イタリア	国債証券	BTPS 2.35%	5,680,000	13,170.25	748,070,755	13,167.43	747,910,341	2.35	2024/9/15	1.29
20	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000	13,759.88	689,370,466	13,985.36	700,666,851	7	2025/6/15	1.21
21	アメリカ	特殊債券	FHMS K029 A2	6,200,000	11,171.01	692,603,204	11,292.55	700,138,225	3.32	2023/2/25	1.21
22	日本	国債証券	第5回利付国債 (40年)	416,300,000	156.18	650,210,644	164.37	684,293,125	2	2052/3/20	1.18
23	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	3,270,000	19,267.22	630,038,255	20,197.34	660,453,026	4.5	2034/9/7	1.14
24	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	3,420,000	17,924.09	613,004,048	19,223.90	657,457,518	3.5	2045/1/22	1.13
25	ベルギー	国債証券	BELGIAN 2.6%	4,600,000	13,660.11	628,365,089	13,847.25	636,973,627	2.6	2024/6/22	1.10
26	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOC 1.875%	6,100,000	10,342.45	630,889,755	10,387.73	633,651,859	1.875	2019/3/28	1.09
27	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.5%	4,400,000	14,110.48	620,861,301	14,142.31	622,262,028	1.5	2019/2/1	1.07
28	日本	国債証券	第126回利付国債 (5年)	536,100,000	101.55	544,447,077	101.87	546,167,958	0.1	2020/12/20	0.94
29	オランダ	社債券	ALLIANDER NV VAR	4,400,000	11,977.20	526,997,027	11,956.61	526,091,094	3.25	2049/11/29	0.91
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 2.75%	3,740,000	12,795.09	478,536,507	12,999.96	486,198,742	2.75	2024/10/31	0.84

種類別及び業種別投資比率

(2016年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	62.08
特殊債券	15.86
社債券	19.71
合計	97.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース (為替ヘッジなし) マザーファンド>

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし (確定拠出年金向け) >

(2016年6月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2016年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	買建	7	日本円	1,067,852,800	1,067,852,800	1,070,440,000	1,070,440,000	2.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1609	売建	103	米ドル	13,493,853.67	1,388,652,477	13,705,437.5	1,410,426,571	△3.28
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1609	買建	115	米ドル	25,110,807.62	2,584,153,213	25,206,562.5	2,594,007,346	6.03
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1609	売建	27	米ドル	4,484,531.25	461,503,110	4,671,000	480,692,610	△1.12
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1609	買建	139	米ドル	24,831,316.28	2,555,390,757	26,032,093.75	2,678,962,765	6.23
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1609	売建	164	米ドル	19,831,176.21	2,040,826,341	20,022,094.16	2,060,473,709	△4.79
	カナダ	モン트리オール取引所	MON 10Y 1609	買建	1	カナダドル	145,740	11,596,531	147,570	11,742,144	0.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1609	売建	131	ユーロ	17,399,679.85	1,990,349,376	17,497,670	2,001,558,470	△4.65
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1609	買建	55	ユーロ	7,744,000	885,836,160	7,811,650	893,574,643	2.08
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1609	買建	200	ユーロ	32,917,126.16	3,765,390,062	33,384,000	3,818,795,757	8.87
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1609	売建	20	ユーロ	3,680,301.1	420,989,639	3,903,600	446,532,802	△1.04
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1609	買建	81	オーストラリアドル	10,914,517.53	837,580,076	11,014,602.75	845,260,615	1.96
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1609	買建	48	英ポンド	5,981,733.6	827,931,746	6,148,320	850,988,969	1.98

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>
有価証券先物取引等

(2016年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1609	売建	293	米ドル	38,368,340.19	3,948,485,885	38,987,312.5	4,012,184,327	△6.92
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1609	買建	244	米ドル	53,264,438.72	5,481,443,389	53,481,750	5,503,806,892	9.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1609	売建	71	米ドル	11,809,795.49	1,215,346,051	12,283,000	1,264,043,530	△2.18
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1609	買建	200	米ドル	35,625,000	3,666,168,750	37,456,250	3,854,622,687	6.65
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1609	売建	272	米ドル	32,884,932.09	3,384,188,360	33,207,375.68	3,417,371,031	△5.89
	カナダ	モントルオール取引所	MON 10Y 1609	買建	9	カナダドル	1,311,660	104,368,787	1,328,130	105,679,304	0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1609	売建	154	ユーロ	20,463,563.95	2,340,827,078	20,569,780	2,352,977,133	△4.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1609	買建	135	ユーロ	19,008,000	2,174,325,120	19,174,050	2,193,319,579	3.78
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1609	買建	166	ユーロ	27,262,483.1	3,118,555,442	27,708,720	3,169,600,480	5.46
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1609	売建	27	ユーロ	4,972,673	568,824,060	5,269,860	602,819,284	△1.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 1609	買建	53	ユーロ	8,336,370	953,597,364	8,499,610	972,270,387	1.68
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1609	買建	111	オーストラリアドル	14,956,931.43	1,147,794,918	15,094,085.25	1,158,320,102	2.00
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1609	買建	48	英ポンド	5,972,160	826,606,666	6,148,320	850,988,970	1.47	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ (確定拠出年金向け) >

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第6計算期間末 (2007年6月7日)	955	955	1.0294	1.0294
第7計算期間末 (2008年6月9日)	1,099	1,099	1.0247	1.0247
第8計算期間末 (2009年6月8日)	1,924	1,924	1.0549	1.0549
第9計算期間末 (2010年6月7日)	2,577	2,577	1.1605	1.1605
第10計算期間末 (2011年6月7日)	2,822	2,822	1.1626	1.1626
第11計算期間末 (2012年6月7日)	3,435	3,435	1.2367	1.2367
第12計算期間末 (2013年6月7日)	3,585	3,585	1.2727	1.2727
第13計算期間末 (2014年6月9日)	3,749	3,749	1.3116	1.3116
第14計算期間末 (2015年6月8日)	3,911	3,911	1.3274	1.3274
第15計算期間末 (2016年6月7日)	4,481	4,481	1.4116	1.4116
2015年6月末日	3,908	—	1.3263	—
7月末日	3,945	—	1.3464	—
8月末日	3,933	—	1.3458	—
9月末日	3,988	—	1.3536	—
10月末日	4,019	—	1.3577	—
11月末日	4,017	—	1.3657	—
12月末日	4,035	—	1.3566	—
2016年1月末日	4,172	—	1.3786	—
2月末日	4,199	—	1.3874	—
3月末日	4,323	—	1.4015	—
4月末日	4,360	—	1.3964	—
5月末日	4,445	—	1.4055	—
6月末日	4,590	—	1.4282	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

2016年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第6計算期間末 (2007年6月7日)	1,176	1,176	1.3711	1.3711
第7計算期間末 (2008年6月9日)	1,833	1,833	1.3609	1.3609
第8計算期間末 (2009年6月8日)	3,850	3,850	1.2855	1.2855
第9計算期間末 (2010年6月7日)	4,481	4,481	1.2673	1.2673
第10計算期間末 (2011年6月7日)	5,085	5,085	1.2551	1.2551
第11計算期間末 (2012年6月7日)	5,426	5,426	1.2719	1.2719
第12計算期間末 (2013年6月7日)	6,563	6,563	1.5387	1.5387
第13計算期間末 (2014年6月9日)	7,131	7,131	1.6707	1.6707
第14計算期間末 (2015年6月8日)	7,776	7,776	1.8509	1.8509
第15計算期間末 (2016年6月7日)	7,446	7,446	1.7536	1.7536
2015年6月末日	7,672	—	1.8237	—
7月末日	7,751	—	1.8556	—
8月末日	7,665	—	1.8313	—
9月末日	7,637	—	1.8253	—
10月末日	7,666	—	1.8329	—
11月末日	7,730	—	1.8447	—
12月末日	7,662	—	1.8217	—
2016年1月末日	7,815	—	1.8486	—
2月末日	7,421	—	1.7689	—
3月末日	7,620	—	1.8036	—
4月末日	7,485	—	1.7634	—
5月末日	7,575	—	1.7824	—
6月末日	7,248	—	1.6991	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	0.0000
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.0000
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	0.0000
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	0.0000
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.0000
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	0.0000
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	0.0000
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	0.0000
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	0.0000
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	0.0000
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.0000
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	0.0000
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	0.0000
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.0000
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	0.0000
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	0.0000
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	0.0000
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	0.0000
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	0.0000

③【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	期間	収益率（%）
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	△2.1
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	△0.5
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	2.9
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	10.0
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.2
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	6.4
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	2.9
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	3.1
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	1.2
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	6.3

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	期間	収益率（%）
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	8.0
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	△0.7
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	△5.5
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	△1.4
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	△1.0
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	1.3
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	21.0
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	8.6
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	10.8
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	△5.3

(4) 【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ (確定拠出年金向け) >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	277,164,674	178,433,512	928,201,165
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	496,012,940	350,984,719	1,073,229,386
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	1,021,056,268	270,328,802	1,823,956,852
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	682,944,551	285,880,298	2,221,021,105
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	722,231,350	515,326,184	2,427,926,271
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	722,570,328	372,391,917	2,778,104,682
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	717,680,971	678,187,314	2,817,598,339
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	463,973,376	422,878,027	2,858,693,688
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	561,864,661	473,742,899	2,946,815,450
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	722,160,136	494,056,308	3,174,919,278

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし (確定拠出年金向け) >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	381,703,113	137,702,548	858,350,920
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	679,981,878	190,710,301	1,347,622,497
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	1,946,217,360	298,301,344	2,995,538,513
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	852,071,919	311,749,460	3,535,860,972
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	816,154,634	300,416,157	4,051,599,449
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	574,535,606	359,192,597	4,266,942,458
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	571,990,984	573,581,655	4,265,351,787
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	527,137,507	524,028,360	4,268,460,934
第14計算期間	2014年6月10日～2015年6月8日	531,662,638	598,960,649	4,201,162,923
第15計算期間	2015年6月9日～2016年6月7日	473,342,726	428,176,081	4,246,329,568

(参考) 運用実績

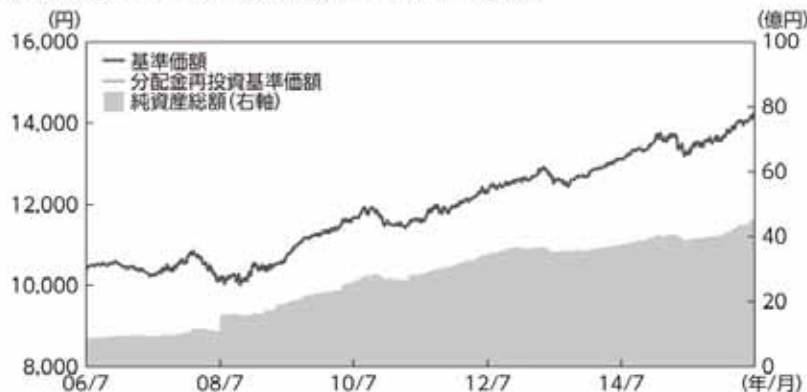
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Aコース(限定為替ヘッジ)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日：2001年11月22日)



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	14,282円
純資産総額	45.9億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.62%
3ヵ月	1.91%
6ヵ月	5.28%
1年	7.68%
3年	13.54%
5年	23.33%
設定来	42.82%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	12/6/7	13/6/7	14/6/9	15/6/8	16/6/7	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

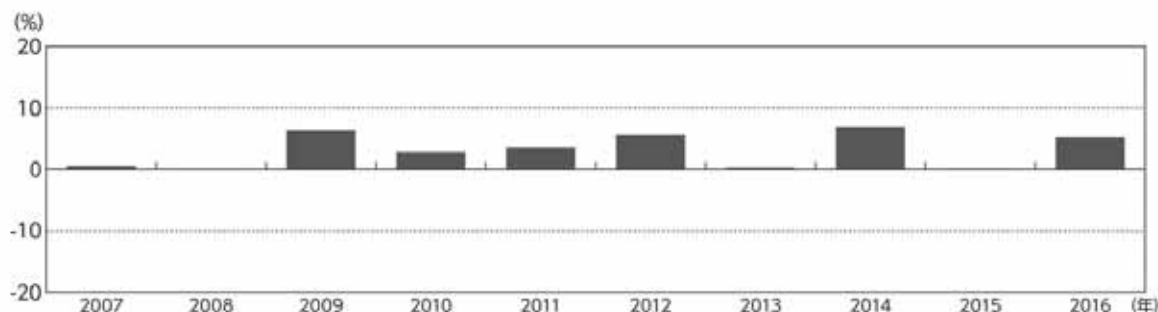
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	カナダ国債 0.75% 2021年3月1日	CAD	4.7年	13.0%
2	第110回利付国債(5年) 0.3% 2018年3月20日	JPY	1.7年	4.2%
3	第310回利付国債(10年) 1% 2020年9月20日	JPY	4.2年	3.9%
4	アメリカ国債 0.75% 2018年2月28日	USD	1.7年	3.6%
5	スウェーデン国債 3.75% 2017年8月12日	SEK	1.1年	2.5%
6	第118回利付国債(20年) 2% 2030年6月20日	JPY	14.0年	2.5%
7	ドイツ国債 1% 2019年2月22日	EUR	2.6年	2.3%
8	フランス国債 1.75% 2024年11月25日	EUR	8.4年	1.9%
9	カナダ国債 3.25% 2021年6月1日	CAD	4.9年	1.8%
10	ドイツ復興金融公庫 0% 2021年6月30日	EUR	5.0年	1.8%

●債券現物のみ(先物を除く)の数値です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

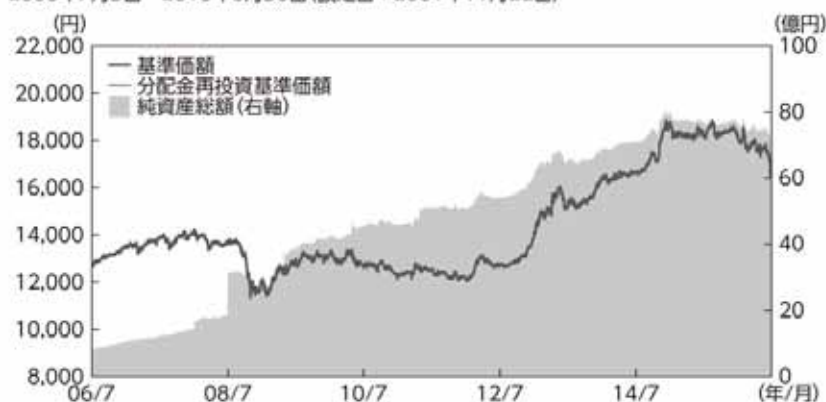
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年6月30日現在

Bコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2006年7月3日～2016年6月30日(設定日：2001年11月22日)



基準価額・純資産総額

基準価額	16,991円
純資産総額	72.5億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-4.67%
3ヵ月	-5.79%
6ヵ月	-6.73%
1年	-6.83%
3年	11.56%
5年	35.71%
設定来	69.91%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	12/6/7	13/6/7	14/6/9	15/6/8	16/6/7	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

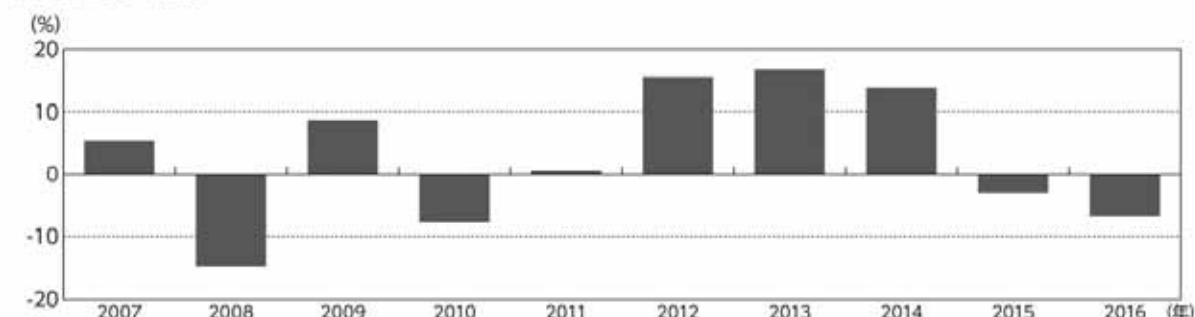
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	カナダ国債 0.75% 2021年3月1日	CAD	4.7年	14.3%
2	第310回利付国債(10年) 1% 2020年9月20日	JPY	4.2年	4.4%
3	ドイツ国債 1% 2019年2月22日	EUR	2.6年	4.3%
4	第110回利付国債(5年) 0.3% 2018年3月20日	JPY	1.7年	3.9%
5	第92回利付国債(20年) 2.1% 2026年12月20日	JPY	10.5年	3.7%
6	スウェーデン国債 3.75% 2017年8月12日	SEK	1.1年	2.3%
7	ドイツ復興金融公庫 1.125% 2018年8月6日	USD	2.1年	2.2%
8	ドイツ復興金融公庫 0% 2021年6月30日	EUR	5.0年	2.0%
9	フランス国債 4.5% 2041年4月25日	EUR	24.8年	1.9%
10	スウェーデン国債 4.25% 2019年3月12日	SEK	2.7年	1.9%

●債券現物のみ(先物を除く)の数値です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2016年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みの際に、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(5) お買付代金は、取得申込日の翌々営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 受益権の取得申込者の制限について

受益権の取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、本ファンド設定のため委託会社もしくは販売会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

委託会社は、年1回（6月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対してお渡しします（本ファンドの受益者は、本ファンドを購入できる投資者に限定されます。詳しくは、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。）。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2001年11月22日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2001年11月22日から2002年6月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受

託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの上の中止または変更を投資顧問会社に対して求めることがで

きます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びB為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成27年6月9日から平成28年6月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐々木貴司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山口健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)の平成27年6月9日から平成28年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		3,932,261,508	4,503,754,957
未収入金		3,894,640	227,743
流動資産合計		3,936,156,148	4,503,982,700
資産合計		3,936,156,148	4,503,982,700
負債の部			
流動負債			
未払解約金		3,894,640	227,743
未払受託者報酬		1,077,364	1,136,482
未払委託者報酬		19,392,484	20,456,525
その他未払費用		241,546	306,171
流動負債合計		24,606,034	22,126,921
負債合計		24,606,034	22,126,921
純資産の部			
元本等			
元本		2,946,815,450	3,174,919,278
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		964,734,664	1,306,936,501
(分配準備積立金)		392,927,247	556,577,119
元本等合計		3,911,550,114	4,481,855,779
純資産合計		3,911,550,114	4,481,855,779
負債純資産合計		3,936,156,148	4,503,982,700

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第14期	第15期
		自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		82,958,485	293,452,291
営業収益合計		82,958,485	293,452,291
営業費用			
受託者報酬		2,118,466	2,205,313
委託者報酬		38,132,339	39,695,368
その他費用		492,186	537,290
営業費用合計		40,742,991	42,437,971
営業利益又は営業損失 (△)		42,215,494	251,014,320
経常利益又は経常損失 (△)		42,215,494	251,014,320
当期純利益又は当期純損失 (△)		42,215,494	251,014,320
一部解約に伴う当期純利益金額 の分配額又は一部解約に伴う当 期純損失金額の分配額 (△)		13,602,450	16,393,349
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		890,678,540	964,734,664
剰余金増加額又は欠損金減少額		192,887,921	269,249,366
当期追加信託に伴う剰余金増 加額又は欠損金減少額		192,887,921	269,249,366
剰余金減少額又は欠損金増加額		147,444,841	161,668,500
当期一部解約に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額		147,444,841	161,668,500
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		964,734,664	1,306,936,501

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成26年6月7日及びその翌日が休業日のため、当計算期間期首は平成26年6月10日としております。また、平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間末日は平成27年6月8日としております。	計算期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間期首は平成27年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,858,693,688円	2,946,815,450円
期中追加設定元本額	561,864,661円	722,160,136円
期中一部解約元本額	473,742,899円	494,056,308円
2. 受益権の総数	2,946,815,450口	3,174,919,278口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	43,333,199円	69,559,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	152,584,045円
収益調整金額	945,438,285円	1,110,716,454円
分配準備積立金額	349,594,048円	334,433,506円
本ファンドの分配対象収益額	1,338,365,532円	1,667,293,573円
本ファンドの期末残存口数	2,946,815,450口	3,174,919,278口
10,000口当たり収益分配対象額	4,541円	5,251円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 平成26年 6月10日 至 平成27年 6月 8日	第15期 自 平成27年 6月 9日 至 平成28年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	78,423,933	291,670,386
合計	78,423,933	291,670,386

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.3274円	1.4116円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース (限定為替ヘッジ) マザーファンド	2,733,524,495	4,503,754,957	—
合計		—	2,733,524,495	4,503,754,957	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。


独立監査人の監査報告書

平成28年7月6日


ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

坂本 貴三 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)の平成27年6月9日から平成28年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)の平成28年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		7,815,987,360	7,485,115,533
未収入金		9,285,932	29,383
流動資産合計		7,825,273,292	7,485,144,916
資産合計		7,825,273,292	7,485,144,916
負債の部			
流動負債			
未払解約金		9,285,932	29,383
未払受託者報酬		2,083,645	2,025,824
未払委託者報酬		37,505,550	36,464,776
その他未払費用		309,024	422,448
流動負債合計		49,184,151	38,942,431
負債合計		49,184,151	38,942,431
純資産の部			
元本等			
元本		4,201,162,923	4,246,329,568
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		3,574,926,218	3,199,872,917
(分配準備積立金)		1,925,865,058	1,821,135,794
元本等合計		7,776,089,141	7,446,202,485
純資産合計		7,776,089,141	7,446,202,485
負債純資産合計		7,825,273,292	7,485,144,916

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第14期	第15期
		自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		849,490,102	△336,003,092
営業収益合計		849,490,102	△336,003,092
営業費用			
受託者報酬		4,078,091	4,100,386
委託者報酬		73,405,455	73,806,756
その他費用		636,841	727,614
営業費用合計		78,120,387	78,634,756
営業利益又は営業損失 (△)		771,369,715	△414,637,848
経常利益又は経常損失 (△)		771,369,715	△414,637,848
当期純利益又は当期純損失 (△)		771,369,715	△414,637,848
一部解約に伴う当期純利益金額 の分配額又は一部解約に伴う当 期純損失金額の分配額 (△)		68,056,114	△15,090,230
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		2,862,721,800	3,574,926,218
剰余金増加額又は欠損金減少額		411,443,578	386,222,325
当期追加信託に伴う剰余金増 加額又は欠損金減少額		411,443,578	386,222,325
剰余金減少額又は欠損金増加額		402,552,761	361,728,008
当期一部解約に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額		402,552,761	361,728,008
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		3,574,926,218	3,199,872,917

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成26年6月7日及びその翌日が休業日のため、当計算期間期首は平成26年6月10日としております。また、平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間末日は平成27年6月8日としております。	計算期間の取扱い 平成27年6月7日が休業日のため、当計算期間期首は平成27年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,268,460,934円	4,201,162,923円
期中追加設定元本額	531,662,638円	473,342,726円
期中一部解約元本額	598,960,649円	428,176,081円
2. 受益権の総数	4,201,162,923口	4,246,329,568口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	139,941,520円	79,894,176円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	563,372,081円	－円
収益調整金額	1,735,498,661円	1,963,301,146円
分配準備積立金額	1,222,551,457円	1,741,241,618円
本ファンドの分配対象収益額	3,661,363,719円	3,784,436,940円
本ファンドの期末残存口数	4,201,162,923口	4,246,329,568口
10,000口当たり収益分配対象額	8,715円	8,912円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 平成26年 6月10日 至 平成27年 6月 8日	第15期 自 平成27年 6月 9日 至 平成28年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	第15期 自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	800,712,534	△271,954,880
合計	800,712,534	△271,954,880

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第14期 (平成27年6月8日現在)	第15期 (平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.8509円	1.7536円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース (為替ヘッジなし) マザーファンド	3,460,365,001	7,485,115,533	—
合計		—	3,460,365,001	7,485,115,533	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		5,937,216	743,570,925
コール・ローン		751,866,932	1,738,751,036
国債証券		25,748,757,368	27,346,957,842
特殊債券		2,213,517,823	4,700,310,730
社債券		8,307,432,581	7,665,495,188
派生商品評価勘定		1,533,179,490	1,686,492,281
未収入金		2,317,877,913	777,134,003
未収利息		231,639,666	157,751,968
前払費用		36,319,786	72,126,344
差入委託証拠金		157,448,687	61,657,973
流動資産合計		41,303,977,462	44,950,248,290
資産合計		41,303,977,462	44,950,248,290
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		3,148,931,271	1,245,858,897
未払金		1,108,436,203	1,493,999,825
未払解約金		78,952,328	43,591,771
未払利息		—	4,150
流動負債合計		4,336,319,802	2,783,454,643
負債合計		4,336,319,802	2,783,454,643
純資産の部			
元本等			
元本		24,093,864,686	25,593,448,874
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		12,873,792,974	16,573,344,773
元本等合計		36,967,657,660	42,166,793,647
純資産合計		36,967,657,660	42,166,793,647
負債純資産合計		41,303,977,462	44,950,248,290

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における対顧客先物売 買相場の仲値によって計算してお ります。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」(平成 12年総理府令第133号)第60条に基 づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用してお ります。 但し、同61条に基づき、外国通貨 の売却時において、当該外国通貨に 加えて、外貨建資産等の外貨基金勘 定及び外貨建各損益勘定の前日の外 貨建純資産額に対する当該売却外国 通貨の割合相当額を当該外国通貨の 売却時の外国為替相場等で円換 算し、前日の外貨基金勘定に対する円 換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を採 用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	24,489,506,348円	24,093,864,686円
期中追加設定元本額	9,402,085,085円	9,768,106,938円
期中一部解約元本額	9,797,726,747円	8,268,522,750円
期末元本額	24,093,864,686円	25,593,448,874円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)	2,562,902,632円	2,733,524,495円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA向け)	9,169,571,126円	11,085,838,410円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	1,050,976,915円	3,298,957,844円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)	874,502,492円	782,939,845円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)	2,232,464,379円	2,411,212,052円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA (限定為替ヘッジ)VA(適格機関投資家専用)	2,270,862,522円	1,754,276,750円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF (適格機関投資家専用)	1,490,516,644円	1,276,976,704円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA (適格機関投資家専用)	4,442,067,976円	2,249,722,774円
2. 受益権の総数	24,093,864,686口	25,593,448,874口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日	自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△355,678,897	518,621,922
特殊債券	△20,596,840	65,114,779
社債券	△79,094,360	132,378,944
合計	△455,370,097	716,115,645

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	14,195,864,518	—	14,078,468,307	△117,396,211	9,757,966,622	—	9,847,429,032	89,462,410
	売建	5,386,556,630	—	5,308,326,784	78,229,846	9,371,938,242	—	9,438,086,343	△66,148,101
	合計	19,582,421,148	—	19,386,795,091	△39,166,365	19,129,904,864	—	19,285,515,375	23,314,309

(2) 通貨関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)				
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引									
	買建									
	米ドル	29,439,060,934	—	30,109,511,671	670,450,737	21,440,732,604	—	20,901,576,964	△539,155,640	
	カナダドル	1,975,355,500	—	2,070,450,369	95,094,869	3,529,506,519	—	3,486,907,869	△42,598,650	
	ユーロ	7,851,342,886	—	8,301,850,263	450,507,377	13,184,692,917	—	12,963,818,756	△220,874,161	
	英ポンド	1,709,683,561	—	1,769,206,068	59,522,507	2,741,731,992	—	2,686,489,425	△55,242,567	
	スイスフラン	—	—	—	—	847,333,501	—	838,152,534	△9,180,967	
	スウェーデン クローナ	596,188,110	—	627,320,056	31,131,946	4,330,164,220	—	4,295,579,692	△34,584,528	
	ノルウェー クローネ	416,698,535	—	427,990,785	11,292,250	1,135,480,532	—	1,130,088,572	△5,391,960	
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	295,061,225	—	296,072,203	1,010,978	
	オーストラリア ドル	2,450,940,348	—	2,524,540,224	73,599,876	4,051,462,111	—	3,908,256,655	△143,205,456	
	ニュージーラ ンドドル	1,717,869,509	—	1,700,769,020	△17,100,489	2,329,390,612	—	2,296,376,056	△33,014,556	
	売建									
	米ドル	37,970,540,660	—	39,187,392,088	△1,216,851,428	29,387,743,806	—	28,780,110,600	607,633,206	
	カナダドル	3,241,946,011	—	3,354,615,123	△112,669,112	11,052,022,126	—	10,977,477,207	74,544,919	
	ユーロ	21,350,635,981	—	22,732,770,275	△1,382,134,294	27,526,913,042	—	27,109,504,724	417,408,318	
	英ポンド	5,019,089,161	—	5,128,770,446	△109,681,285	5,298,509,514	—	5,144,858,900	153,650,614	
	スイスフラン	—	—	—	—	515,873,286	—	505,650,564	10,222,722	
	スウェーデン クローナ	682,147,947	—	726,009,614	△43,861,667	4,612,757,945	—	4,570,139,786	42,618,159	
	ノルウェー クローネ	409,227,574	—	427,990,786	△18,763,212	1,179,401,691	—	1,159,465,796	19,935,895	
	デンマーク クローネ	320,175,254	—	348,609,537	△28,434,283	592,509,081	—	592,144,406	364,675	
	オーストラリア ドル	3,189,300,003	—	3,254,153,040	△64,853,037	3,161,142,548	—	3,050,393,003	110,749,545	
	ニュージーラ ンドドル	1,819,078,727	—	1,796,947,139	22,131,588	3,147,056,649	—	3,084,628,120	62,428,529	
		合計	120,159,280,701	—	124,488,896,504	△1,580,617,657	140,359,485,921	—	137,777,691,832	417,319,075

(3) 金利関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	8,164,175,179	4,078,141,563	8,167,990,951	3,815,772	—	—	—	—
	売建	1,156,503,289	—	1,156,286,820	216,469	—	—	—	—
	合計	9,320,678,468	4,078,141,563	9,324,277,771	4,032,241	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日			自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日		
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.5343円	1.6476円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	国債証券	第110回利付国債（5年）	1,776,000,000	1,793,760,000		
		第5回利付国債（40年）	188,700,000	294,726,756		
		第8回利付国債（40年）	76,200,000	105,499,662		
		第310回利付国債（10年）	1,604,000,000	1,690,054,600		
		第330回利付国債（10年）	293,150,000	315,746,002		
		第340回利付国債（10年）	92,350,000	97,268,561		
		第27回利付国債（30年）	316,200,000	463,710,462		
		第34回利付国債（30年）	340,700,000	498,035,260		
		第96回利付国債（20年）	392,100,000	487,764,558		
		第118回利付国債（20年）	841,100,000	1,078,626,640		
		第121回利付国債（20年）	60,100,000	76,408,736		
		第19回利付国債（物価連動・10年）	9,500,000	10,065,544		
		第20回利付国債（物価連動・10年）	466,000,000	494,967,725		
小計				7,406,634,506		
米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	300,000.00	373,391.99		
		TSY INFL IX N/B 0.125%	780,000.00	785,969.00		
		TSY INFL IX N/B 0.375%	780,000.00	821,302.44		
		TSY INFL IX N/B 0.375%	760,000.00	780,735.97		
		TSY INFL IX N/B 0.625%	5,770,000.00	6,134,082.88		
		TSY INFL IX N/B 1.375%	1,160,000.00	1,326,375.95		
		US TREASURY N/B 0.75%	15,000,000.00	14,991,750.00		
		US TREASURY N/B 1%	2,800,000.00	2,810,052.02		
		US TREASURY N/B 3.625%	5,210,000.00	6,417,677.63		
		特殊債券	ELECTRICITE DE F 3.625%	800,000.00	824,554.40	
			ENGIE 2.875%	1,400,000.00	1,427,018.60	
			FHMS K029 A2	1,800,000.00	1,953,924.30	
			FHMS K030 A1	923,107.58	960,517.89	
	FHMS K714 A2		700,000.00	739,227.02		
	FN AL2293		1,075,433.32	1,195,993.80		
	FN FN0003		1,137,522.85	1,255,818.06		
	KFW 1.125%		5,600,000.00	5,615,175.77		
	SLCLT 2006-1 A4		173,814.52	173,301.28		
	社債券		ABBVIE INC 3.2%	50,000.00	51,260.72	
		ABBVIE INC 3.6%	200,000.00	206,738.58		
		ACTAVIS FUNDING 2.45%	50,000.00	50,421.43		
		ACTAVIS FUNDING 3.45%	150,000.00	153,007.29		
		ACTAVIS FUNDING 3%	250,000.00	254,031.81		
		ACTAVIS FUNDING 4.75%	100,000.00	100,326.77		
		ACTAVIS FUNDING 4.85%	150,000.00	151,178.00		
		AIREM 2006-1A 1A	963,020.97	941,352.99		
AIREM 2006-1X 1A		131,321.04	128,366.31			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AIREM 2007-1A 2A1	523,839.53	512,397.82	
		ANHEUSER-BUSCH I 2.65%	600,000.00	614,085.11	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.3%	200,000.00	207,260.75	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.65%	1,300,000.00	1,362,924.20	
		BAT INTL FINANCE 2.75%	400,000.00	413,480.40	
		BAT INTL FINANCE 3.5%	100,000.00	106,643.40	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	500,000.00	546,742.00	
		BAYER US FINANCE 3%	2,150,000.00	2,208,447.75	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	950,000.00	981,211.30	
		BPCE SA 2.65%	1,500,000.00	1,533,842.35	
		BRNL 2007-1X A4C	468,469.68	464,415.54	
		CEDLT 2007-A A3	233,645.55	228,982.98	
		CISCO SYSTEMS IN 2.2%	1,150,000.00	1,169,793.88	
		CREDIT SUISSE NE 3.625%	900,000.00	939,247.48	
		CVS HEALTH CORP 2.8%	250,000.00	257,639.14	
		CVS HEALTH CORP 3.5%	150,000.00	159,548.44	
		CVS HEALTH CORP 3.875%	133,000.00	143,903.44	
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	3,000,000.00	3,015,000.00	
		DISCOVER BANK 3.1%	400,000.00	407,571.59	
		EDUSA 2015-2 A	1,366,883.33	1,353,757.01	
		GE CAPITAL INTL 2.342%	1,100,000.00	1,126,364.34	
		HFCHC 2007-3 APT	399,642.55	398,585.21	
		HJ HEINZ CO 2.8%	350,000.00	360,026.47	
		HJ HEINZ CO 3.5%	250,000.00	262,197.22	
		HJ HEINZ CO 3.95%	300,000.00	322,174.18	
		HJ HEINZ CO 5.2%	50,000.00	56,926.86	
		HJ HEINZ CO 5%	100,000.00	111,510.67	
		HOME DEPOT INC 3.35%	1,000,000.00	1,075,500.64	
		LEEK 18X A2B	538,772.00	572,542.12	
		LLOYDS TSB BANK 3.5%	900,000.00	944,134.55	
		LOWE'S COS INC 3.375%	1,000,000.00	1,070,807.50	
		MEDTRONIC INC 3.5%	900,000.00	965,068.38	
		MORGAN STANLEY 3.95%	1,000,000.00	1,000,519.87	
		NEF 2004-2 A3	166,827.50	166,163.74	
		NSLT 2006-1 A5	1,178,062.16	1,155,071.57	
		NSLT 2013-5A A	1,390,769.10	1,355,200.45	
		ORACLE CORP 3.4%	1,350,000.00	1,440,579.93	
		ROCHE HOLDING IN 2.625%	1,700,000.00	1,721,919.80	
		SANTANDER HOLDIN 2.65%	800,000.00	798,879.69	
		SCENTRE GROUP TR 3.5%	750,000.00	770,637.00	
		SCHOL 2010-A A	537,346.16	521,739.96	
		SEMT 2004-10 A3A	143,182.97	137,226.68	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		SLCLT 2006-1 A5	1,250,000.00	1,198,297.62		
		SLMA 2005-3 A5	648,529.83	638,510.62		
		SLMA 2006-2 A5	890,606.45	878,816.51		
		SYNCHRONY FINANC 2.6%	900,000.00	906,563.98		
		UNITEDHEALTH GRO 2.75%	1,200,000.00	1,221,776.08		
		VISA INC 2.8%	400,000.00	415,899.59		
		VISA INC 3.15%	1,100,000.00	1,149,228.50		
					89,993,317.21	
					(9,663,482,400)	
		カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	62,680,000.00	62,974,596.00
CANADA-GOV' T 3.25%	630,000.00			709,550.10		
CANADA-GOV' T 3.5%	700,000.00			955,850.00		
CANADA-GOV' T 8%	1,020,000.00			1,711,906.80		
特殊債券	CANADA HOUSING T 2.35%		1,100,000.00	1,142,460.00		
小計				67,494,362.90		
			(5,652,652,892)			
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.6%	1,860,000.00	2,221,156.20		
		BELGIAN 3%	330,000.00	367,398.90		
		BELGIAN 4%	2,200,000.00	3,210,613.91		
		BTPS 0.65%	500,000.00	507,215.04		
		BTPS 2.35%	3,940,000.00	4,536,307.69		
		BTPS 4.25%	2,950,000.00	3,345,595.32		
		BTPS 5%	1,190,000.00	1,747,800.51		
		BTPS 5%	1,550,000.00	2,275,291.47		
		BUNDESUBL 1%	8,100,000.00	8,445,788.19		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	6,390,000.00	7,210,283.65		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	430,000.00	434,166.70		
		FRANCE O. A. T. 1%	900,000.00	931,959.09		
		FRANCE O. A. T. 3.5%	3,970,000.00	5,169,455.98		
		FRANCE O. A. T. 4.5%	2,090,000.00	3,552,749.34		
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	1,450,000.00	1,477,782.00		
		NETHERLANDS GOVT 1.75%	2,300,000.00	2,598,401.97		
		SPANISH GOV' T 1.15%	3,500,000.00	3,623,235.14		
		SPANISH GOV' T 2.75%	780,000.00	872,469.02		
		SPANISH GOV' T 3.8%	4,490,000.00	5,380,636.35		
		SPANISH GOV' T 4.2%	1,400,000.00	1,820,938.00		
	SPANISH GOV' T 5.9%	80,000.00	112,476.79			
	特殊債券	EFSF 0.4%	3,600,000.00	3,596,292.11		
	EFSF 1.2%	600,000.00	592,314.01			
	EFSF 1.375%	1,300,000.00	1,318,004.93			
	ELECTRICITE DE F VAR	100,000.00	95,240.00			
	ELECTRICITE DE F 2.75%	600,000.00	674,310.01			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
英ポンド	社債券	ELECTRICITE DE F 3.875%	900,000.00	1,059,615.00		
		ENGIE VAR	100,000.00	103,870.00		
		EURO STABILITY M 1.75%	260,000.00	292,083.97		
		EUROPEAN INVT BK 1%	4,020,000.00	4,070,893.42		
		KFW 0%	6,600,000.00	6,689,958.46		
		RTE RESEAU DE TR 1%	700,000.00	689,639.97		
		AIREM 2005-1X 2A2	50,833.88	49,952.42		
		AIREM 2007-1X 2A2	392,879.64	384,268.50		
		ALLIANDER NV VAR	1,550,000.00	1,622,927.53		
		ANHEUSER-BUSCH I 1.5%	500,000.00	520,675.00		
		ANHEUSER-BUSCH I 2.75%	100,000.00	111,605.00		
		ANHEUSER-BUSCH I 2%	700,000.00	744,030.06		
		APT PIPELINES LT 2%	1,800,000.00	1,687,140.05		
		ASSICURAZIONI GE 4.125%	200,000.00	216,249.98		
		BRITISH TELECOMM 0.625%	100,000.00	100,248.00		
		BRITISH TELECOMM 1.75%	400,000.00	413,368.04		
		CDP RETI SRL 1.875%	150,000.00	155,325.00		
		DEXIA CREDIT LOC 0.04%	2,600,000.00	2,603,067.89		
		DH EUROPE FINANC 2.5%	1,200,000.00	1,343,039.97		
		HEATHROW FUNDING 1.5%	800,000.00	781,679.99		
		ING BANK NV VAR	400,000.00	430,179.99		
		KLEPIERRE 1.75%	1,900,000.00	2,026,540.20		
		LEEK 17X A2C	130,405.00	140,874.36		
		LEEK 18X A2C	82,888.00	88,161.95		
		LLOYDS BANK PLC VAR	500,000.00	529,500.00		
		NATIONWIDE BLDG 1.125%	700,000.00	711,830.01		
		PHILIP MORRIS IN 2.875%	1,200,000.00	1,383,359.98		
		SANTANDER UK PLC 0.25%	1,400,000.00	1,406,271.97		
		SCENTRE MGMT LTD 2.25%	800,000.00	862,880.06		
	TOTAL SA VAR	300,000.00	276,150.00			
	TOTAL SA VAR	700,000.00	676,445.00			
	小計				98,289,714.09	
					(11,987,413,529)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	2,070,000.00	2,680,650.00		
		UK TREASURY 4.25%	730,000.00	996,895.33		
		UK TREASURY 4.25%	650,000.00	965,295.52		
		UK TREASURY 4.5%	2,810,000.00	3,911,632.25		
	特殊債券	ENEL FINANCE INT 5.75%	150,000.00	193,156.49		
		EUROPEAN INVT BK 1.5%	3,500,000.00	3,568,144.96		
	社債券	CELES 2015-1 A	354,555.44	347,637.35		
	DEXIA CREDIT LOC 1.125%	1,200,000.00	1,196,976.01			
	DEXIA CREDIT LOC 1.875%	1,000,000.00	1,008,630.07			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		EHMU 2007-2 A2	381,505.11	365,995.01	
		HSBC BANK PLC VAR	200,000.00	217,899.99	
		HSBC BANK PLC 4.75%	100,000.00	108,577.00	
		LEEK 17X A2A	26,081.00	28,174.40	
		MAN AIR GRP FND 4.125%	950,000.00	1,058,442.57	
		YORKSHIRE BUILDI 4.75%	1,100,000.00	1,176,449.96	
				17,824,556.91	
				(2,767,084,214)	
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	85,830,000.00	90,267,409.27	
		SWEDISH GOVT 4.25%	38,430,000.00	43,497,381.72	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,700,000.00	3,798,790.00	
		EUROPEAN INVT BK 5%	1,750,000.00	2,111,900.00	
		KFW 5%	3,000,000.00	3,623,190.00	
小計			143,298,670.99		
				(1,892,975,442)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	1,800,000.00	3,198,095.94	
		KINGDOM OF DENMARK 4%	13,700,000.00	14,589,403.58	
小計				17,787,499.52	
				(291,714,992)	
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	400,000.00	459,472.00	
		社債券	FMACB 2014-1AX A1	183,149.23	
小計				641,811.34	
				(50,805,785)	
合計				39,712,763,760	
				(32,306,129,254)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建売価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 9銘柄	38.3%	29.9%
	特殊債券 9銘柄	15.7%	
	社債券 58銘柄	46.0%	
カナダドル	国債証券 4銘柄	98.3%	17.5%
	特殊債券 1銘柄	1.7%	
ユーロ	国債証券 21銘柄	60.9%	37.1%
	特殊債券 11銘柄	19.5%	
	社債券 25銘柄	19.6%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	48.0%	8.6%
	特殊債券 2銘柄	21.1%	
	社債券 9銘柄	30.9%	
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	93.3%	5.9%
	特殊債券 3銘柄	6.7%	
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.9%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	71.6%	0.2%
	社債券 1銘柄	28.4%	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	848,052,375
コール・ローン		1,679,424,421	1,675,640,129
国債証券		50,843,322,448	36,917,620,399
特殊債券		9,068,123,378	9,656,743,473
社債券		21,374,974,963	12,241,448,472
派生商品評価勘定		3,947,719,970	2,221,319,218
未収入金		3,272,227,972	1,361,372,522
未収利息		598,050,090	279,223,397
前払費用		75,031,710	81,792,022
差入委託証拠金		397,098,749	113,497,153
流動資産合計		91,255,973,701	65,396,709,160
資産合計		91,255,973,701	65,396,709,160
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,005,485,377	2,349,749,068
未払金		3,375,399,147	2,062,116,347
未払解約金		131,365,011	18,674,551
未払利息		—	3,999
流動負債合計		7,512,249,535	4,430,543,965
負債合計		7,512,249,535	4,430,543,965
純資産の部			
元本等			
元本		37,047,479,783	28,185,262,889
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		46,696,244,383	32,780,902,306
元本等合計		83,743,724,166	60,966,165,195
純資産合計		83,743,724,166	60,966,165,195
負債純資産合計		91,255,973,701	65,396,709,160

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年 6月10日 至 平成27年 6月 8日	自 平成27年 6月 9日 至 平成28年 6月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における対顧客先物売 買相場の仲値によって計算してお ります。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」(平成 12年総理府令第133号)第60条に基 づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用してお ります。 但し、同61条に基づき、外国通貨 の売却時において、当該外国通貨に 加えて、外貨建資産等の外貨基金勘 定及び外貨建各損益勘定の前日の外 貨建純資産額に対する当該売却外国 通貨の割合相当額を当該外国通貨の 売却時の外国為替相場等で円換 算し、前日の外貨基金勘定に対する円 換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を採 用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	46,312,207,972円	37,047,479,783円
期中追加設定元本額	5,936,897,555円	4,208,876,090円
期中一部解約元本額	15,201,625,744円	13,071,092,984円
期末元本額	37,047,479,783円	28,185,262,889円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)	3,457,789,489円	3,460,365,001円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(野村SMA向け)	6,306,598,168円	3,272,804,444円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)	1,015,311,728円	3,915,868,929円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)	372,843,983円	376,189,808円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)	2,066,979,494円	1,896,584,458円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB (為替ヘッジなし)VA(適格機関投資家専用)	23,827,956,921円	15,263,450,249円
2. 受益権の総数	37,047,479,783口	28,185,262,889口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年 6月10日 至 平成27年 6月 8日	自 平成27年 6月 9日 至 平成28年 6月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△712,871,213	916,675,459
特殊債券	△83,558,085	129,591,136
社債券	△201,403,988	265,177,460
合計	△997,833,286	1,311,444,055

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	38,798,645,267	—	38,515,625,742	△283,019,525	17,414,028,014	—	17,565,579,557	151,551,543
	売建	18,795,253,060	—	18,539,925,241	255,327,819	16,319,064,829	—	16,448,392,269	△129,327,440
	合計	57,593,898,327	—	57,055,550,983	△27,691,706	33,733,092,843	—	34,013,971,826	22,224,103

(2) 通貨関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	56,412,001,715	—	58,315,155,488	1,903,153,773	43,133,785,980	—	42,125,436,326	△1,008,349,654
	カナダドル	5,154,402,612	—	5,389,428,787	235,026,175	5,697,221,617	—	5,628,564,762	△68,656,855
	ユーロ	16,438,131,261	—	17,443,727,278	1,005,596,017	22,190,248,703	—	21,784,380,072	△405,868,631
	英ポンド	4,026,340,334	—	4,166,968,884	140,628,550	5,448,092,949	—	5,316,986,502	△131,106,447
	スイスフラン	—	—	—	—	1,411,223,598	—	1,393,056,415	△18,167,183
	スウェーデン クローナ	1,452,392,551	—	1,527,040,789	74,648,238	7,288,944,859	—	7,227,023,622	△61,921,237
	ノルウェー クローネ	958,139,187	—	983,896,385	25,757,198	2,183,071,592	—	2,171,980,324	△11,091,268
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	218,601,000	—	219,350,000	749,000
	オーストラリア ドル	6,347,401,285	—	6,517,373,082	169,971,797	7,442,303,314	—	7,138,549,013	△303,754,301
	ニュージーラ ンドドル	3,930,019,403	—	3,890,842,730	△39,176,673	4,139,760,437	—	4,077,111,106	△62,649,331
	売建								
	米ドル	43,711,550,092	—	45,093,533,063	△1,381,982,971	31,591,168,603	—	30,704,595,988	886,572,615
	カナダドル	6,358,106,711	—	6,605,121,219	△247,014,508	16,101,391,011	—	15,976,465,197	124,925,814
	ユーロ	24,053,342,300	—	25,526,803,009	△1,473,460,709	26,211,819,546	—	25,824,002,322	387,817,224
	英ポンド	4,951,841,132	—	5,151,489,632	△199,648,500	4,508,008,613	—	4,422,062,827	85,945,786
	スイスフラン	—	—	—	—	912,631,536	—	893,256,943	19,374,593
	スウェーデン クローナ	1,391,872,599	—	1,487,690,730	△95,818,131	7,416,723,266	—	7,345,934,581	70,788,685
	ノルウェー クローネ	940,764,523	—	983,896,386	△43,131,863	2,249,522,834	—	2,213,274,333	36,248,501
デンマーク クローネ	177,618,232	—	193,392,240	△15,774,008	438,970,175	—	438,700,000	270,175	
オーストラリア ドル	7,089,171,695	—	7,237,624,455	△148,452,760	5,331,281,492	—	5,136,069,471	195,212,021	
ニュージーラ ンドドル	4,151,987,243	—	4,101,214,838	50,772,405	5,367,090,341	—	5,254,083,801	113,006,540	
	合計	187,545,082,875	—	194,615,198,995	△38,905,970	199,281,861,466	—	195,290,883,605	△150,653,953

(3) 金利関連

区分	種類	(平成27年6月8日現在)				(平成28年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	18,518,740,663	9,250,420,509	18,527,394,109	8,653,446	—	—	—	—
	売建	2,720,776,924	—	2,720,598,101	178,823	—	—	—	—
	合計	21,239,517,587	9,250,420,509	21,247,992,210	8,832,269	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 平成26年6月10日 至 平成27年6月8日			自 平成27年6月9日 至 平成28年6月7日		
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	(平成27年6月8日現在)	(平成28年6月7日現在)
1口当たり純資産額	2,2604円	2,1631円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	国債証券	第110回利付国債（5年）	2,259,500,000	2,282,095,000		
		第126回利付国債（5年）	536,100,000	544,447,077		
		第5回利付国債（40年）	416,300,000	650,210,644		
		第8回利付国債（40年）	50,400,000	69,779,304		
		第310回利付国債（10年）	2,408,700,000	2,537,926,755		
		第30回利付国債（30年）	607,000,000	879,907,200		
		第32回利付国債（30年）	38,700,000	56,760,516		
		第48回利付国債（30年）	238,100,000	311,958,620		
		第92回利付国債（20年）	1,716,000,000	2,116,686,000		
		第96回利付国債（20年）	293,700,000	365,356,926		
		第145回利付国債（20年）	19,950,000	25,316,151		
		第19回利付国債（物価連動・10年）	18,300,000	19,389,417		
		第20回利付国債（物価連動・10年）	906,900,000	963,275,171		
		小計				10,823,108,781
米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	1,200,000.00	1,493,567.96		
		TSY INFL IX N/B 0.375%	1,420,000.00	1,495,191.62		
		TSY INFL IX N/B 0.375%	630,000.00	647,189.03		
		TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000.00	9,897,454.36		
		TSY INFL IX N/B 1.375%	2,000,000.00	2,286,855.09		
		US TREASURY N/B 3.625%	7,320,000.00	9,016,775.48		
		特殊債券	ELECTRICITE DE F 3.625%	1,700,000.00	1,752,178.10	
			ENGIE 2.875%	3,950,000.00	4,026,231.05	
			FHMS K029 A2	6,200,000.00	6,730,183.70	
			FHMS K714 A2	2,000,000.00	2,112,077.20	
	FN AL2293		2,688,583.32	2,989,984.53		
	FN FN0003		3,791,742.85	4,186,060.21		
	INTERAMER DEV BK 7%		5,010,000.00	6,698,770.44		
	KFW 1.125%		12,600,000.00	12,634,145.49		
	NGN 2010-A1 A		689,391.96	688,302.16		
	NGN 2010-R2 1A		676,178.46	675,755.84		
	SLCLT 2006-1 A4	521,443.56	519,903.84			
	社債券	ACTAVIS FUNDING 2.45%	150,000.00	151,264.30		
		ACTAVIS FUNDING 3.45%	500,000.00	510,024.30		
		ACTAVIS FUNDING 3.8%	200,000.00	204,035.99		
		ACTAVIS FUNDING 3%	850,000.00	863,708.15		
		ACTAVIS FUNDING 4.55%	150,000.00	149,079.18		
		ACTAVIS FUNDING 4.75%	150,000.00	150,490.16		
		AIREM 2006-1A 1A	2,101,136.66	2,053,861.08		
	AIREM 2006-1X 1A	350,189.44	342,310.17			
	AIREM 2007-1A 2A1	1,244,118.88	1,216,944.83			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ANHEUSER-BUSCH I 2.65%	1,200,000.00	1,228,170.22	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.3%	350,000.00	362,706.32	
		ANHEUSER-BUSCH I 3.65%	1,950,000.00	2,044,386.31	
		BAT INTL FINANCE 2.75%	950,000.00	982,015.95	
		BAT INTL FINANCE 3.5%	250,000.00	266,608.50	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	1,050,000.00	1,148,158.20	
		BAYER US FINANCE 3%	3,200,000.00	3,286,992.00	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	1,950,000.00	2,014,065.30	
		BPCE SA 2.65%	3,100,000.00	3,169,940.86	
		BRNL 2007-1X A4C	1,214,551.03	1,204,040.30	
		CEDLT 2007-A A3	545,172.96	534,293.65	
		CVS HEALTH CORP 2.8%	600,000.00	618,333.93	
		CVS HEALTH CORP 3.5%	300,000.00	319,096.89	
		CVS HEALTH CORP 3.875%	266,000.00	287,806.89	
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	6,100,000.00	6,130,500.00	
		DISCOVER BANK 3.1%	900,000.00	917,036.09	
		EDUSA 2015-2 A	2,982,290.90	2,953,651.66	
		GE CAPITAL INTL 2.342%	900,000.00	921,570.83	
		HFCHC 2007-3 APT	1,065,713.46	1,062,893.90	
		HJ HEINZ CO 2.8%	800,000.00	822,917.66	
		HJ HEINZ CO 3.95%	650,000.00	698,044.07	
		HJ HEINZ CO 5.2%	250,000.00	284,634.32	
		HJ HEINZ CO 5%	200,000.00	223,021.34	
		HOME DEPOT INC 3%	1,250,000.00	1,301,363.08	
		LEEK 18X A2B	1,409,096.00	1,497,417.85	
		LOWE'S COS INC 3.375%	2,000,000.00	2,141,615.00	
		MEDTRONIC INC 3.5%	1,800,000.00	1,930,136.76	
		MORGAN STANLEY 3.95%	2,300,000.00	2,301,195.70	
		NAVSL 2016-2 A2	2,550,000.00	2,565,425.97	
		NEF 2004-2 A3	357,487.50	356,065.16	
		NSLT 2006-2 A5	2,334,140.08	2,296,580.03	
		ORACLE CORP 3.4%	3,750,000.00	4,001,610.93	
		ROCHE HOLDING IN 2.625%	3,300,000.00	3,342,550.20	
		SCENTRE GROUP TR 3.5%	2,150,000.00	2,209,159.40	
		SCHOL 2010-A A	1,189,837.93	1,155,281.34	
		SEMT 2004-10 A3A	213,323.27	204,449.21	
		SLCLT 2006-1 A5	2,650,000.00	2,540,390.96	
		SLMA 2005-3 A5	1,449,654.91	1,427,259.04	
		SSGN 2010-S1 1A	47,978.63	47,945.66	
		UNITEDHEALTH GRO 3.1%	1,250,000.00	1,284,658.33	
		VISA INC 2.8%	850,000.00	883,786.64	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		VISA INC 3.15%	1,350,000.00	1,410,416.80		
		WSLT 2006-1 A5	1,733,657.56	1,707,459.22		
				139,577,996.73		
				(14,987,885,288)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 0.75%	93,430,000.00	93,869,121.00		
		CANADA-GOV' T 3.5%	1,680,000.00	2,294,040.00		
		CANADA-GOV' T 8%	570,000.00	956,653.80		
		CANADA HOUSING T 2.35%	2,400,000.00	2,492,640.00		
小計			99,612,454.80			
				(8,342,543,089)		
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.15%	290,000.00	317,442.69		
		BELGIAN 2.6%	4,600,000.00	5,493,182.00		
		BTPS 2.35%	5,680,000.00	6,539,651.68		
		BTPS 5.75%	921,000.00	1,402,268.59		
		BTPS 5%	410,000.00	586,226.17		
		BTPS 5%	1,060,000.00	1,556,864.32		
		BUNDESUBL 1%	27,800,000.00	28,986,779.22		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	7,800,000.00	8,801,285.22		
		FRANCE O. A. T. 1.75%	680,000.00	686,589.21		
		FRANCE O. A. T. 3%	1,080,000.00	1,278,493.17		
		FRANCE O. A. T. 4.5%	5,170,000.00	8,788,379.96		
		NETHERLANDS GOVT 0.25%	3,780,000.00	3,803,700.25		
		SPANISH GOV' T 2.75%	3,740,000.00	4,183,377.11		
		SPANISH GOV' T 3.8%	6,200,000.00	7,429,831.93		
		SPANISH GOV' T 4.7%	2,300,000.00	3,224,507.97		
		特殊債券	EFSF 0.4%	6,500,000.00	6,493,305.20	
	EFSF 1.2%		1,210,000.00	1,194,499.92		
	ELECTRICITE DE F 2.75%		1,500,000.00	1,685,775.03		
	ELECTRICITE DE F 3.875%		2,500,000.00	2,943,375.02		
	EURO STABILITY M 1.75%		160,000.00	179,743.99		
	EUROPEAN INVT BK 1%		6,780,000.00	6,865,835.19		
	KFW 0%		10,000,000.00	10,136,300.70		
	社債券		AIREM 2005-1X 2A2	915,009.88	899,143.60	
			AIREM 2007-1X 2A2	1,113,158.99	1,088,760.77	
			ALLIANDER NV VAR	4,400,000.00	4,607,020.08	
			ANHEUSER-BUSCH I 1.5%	850,000.00	885,147.51	
			ANHEUSER-BUSCH I 2.75%	200,000.00	223,210.00	
			ANHEUSER-BUSCH I 2%	1,300,000.00	1,381,770.11	
			APT PIPELINES LT 1.375%	650,000.00	629,817.47	
			APT PIPELINES LT 2%	1,850,000.00	1,734,005.06	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		ASSICURAZIONI GE 4.125%	400,000.00	432,499.96		
		BRITISH TELECOMM 0.625%	200,000.00	200,496.00		
		BRITISH TELECOMM 1.75%	700,000.00	723,394.07		
		CDP RETI SRL 1.875%	250,000.00	258,875.00		
		DEXIA CREDIT LOC 0.04%	2,500,000.00	2,502,949.90		
		DH EUROPE FINANC 2.5%	1,800,000.00	2,014,559.96		
		HEATHROW FUNDING 1.5%	1,600,000.00	1,563,359.98		
		ING BANK NV VAR	1,200,000.00	1,290,539.97		
		KLEPIERRE 1.75%	3,100,000.00	3,306,460.34		
		LEEK 17X A2C	260,810.00	281,748.73		
		LEEK 18X A2C	165,776.00	176,323.91		
		PHILIP MORRIS IN 2.875%	1,800,000.00	2,075,039.98		
		TOTAL SA VAR	600,000.00	552,300.01		
		TOTAL SA VAR	800,000.00	773,080.01		
						140,177,916.96
				(17,096,098,751)		
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	3,420,000.00	4,428,900.00		
		UK TREASURY 4.25%	2,200,000.00	3,004,342.11		
		UK TREASURY 4.25%	550,000.00	816,788.52		
		UK TREASURY 4.5%	3,270,000.00	4,551,970.63		
	特殊債券	ENEL FINANCE INT 5.75%	250,000.00	321,927.49		
		EUROPEAN INVT BK 1.5%	4,400,000.00	4,485,667.95		
	社債券	CELES 2015-1 A	886,388.61	869,093.39		
		DEXIA CREDIT LOC 1.125%	2,400,000.00	2,393,952.02		
		DEXIA CREDIT LOC 1.875%	1,200,000.00	1,210,356.08		
		EHMU 2007-2 A2	985,268.46	945,212.37		
		LEEK 17X A2A	156,486.00	169,046.44		
		MAN AIR GRP FND 4.125%	1,550,000.00	1,726,932.63		
						24,924,189.63
					(3,869,231,197)	
	スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 3.75%	105,290,000.00	110,733,490.88	
SWEDISH GOVT 4.25%			78,040,000.00	88,330,358.30		
特殊債券		EUROPEAN INVT BK 1.75%	7,500,000.00	7,700,250.00		
		EUROPEAN INVT BK 5%	5,350,000.00	6,456,380.00		
		KFW 5%	9,000,000.00	10,869,570.00		
				224,090,049.18		
				(2,960,229,549)		
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	4,300,000.00	7,639,895.87		
		KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00	25,558,079.28		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				33,197,975.15	
				(544,446,792)	
オーストラリアドル	特殊債券	KFW 6%	1,700,000.00	1,952,756.00	
	社債券	FMACB 2014-1AX A1	478,223.01	476,108.30	
小計				2,428,864.30	
				(192,268,897)	
合計				58,815,812,344	
				(47,992,703,563)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 6銘柄	17.8%	31.2%
	特殊債券 11銘柄	30.8%	
	社債券 52銘柄	51.4%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	97.5%	17.4%
	特殊債券 1銘柄	2.5%	
ユーロ	国債証券 15銘柄	59.3%	35.6%
	特殊債券 7銘柄	21.0%	
	社債券 22銘柄	19.7%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	51.4%	8.1%
	特殊債券 2銘柄	19.3%	
	社債券 6銘柄	29.3%	
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	88.8%	6.2%
	特殊債券 3銘柄	11.2%	
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.1%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	80.4%	0.4%
	社債券 1銘柄	19.6%	

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	4,610,753,177円
II 負債総額	20,439,931円
III 純資産総額（I－II）	4,590,313,246円
IV 発行済口数	3,214,135,750口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4282円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	7,262,244,748円
II 負債総額	13,621,754円
III 純資産総額（I－II）	7,248,622,994円
IV 発行済口数	4,266,108,287口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6991円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	44,513,735,329円
II 負債総額	1,482,982,181円
III 純資産総額（I－II）	43,030,753,148円
IV 発行済口数	25,798,612,681口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6679円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（平成28年6月30日現在）

I 資産総額	59,883,849,787円
II 負債総額	1,884,331,671円
III 純資産総額（I－II）	57,999,518,116円
IV 発行済口数	27,654,410,914口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0973円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に對抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

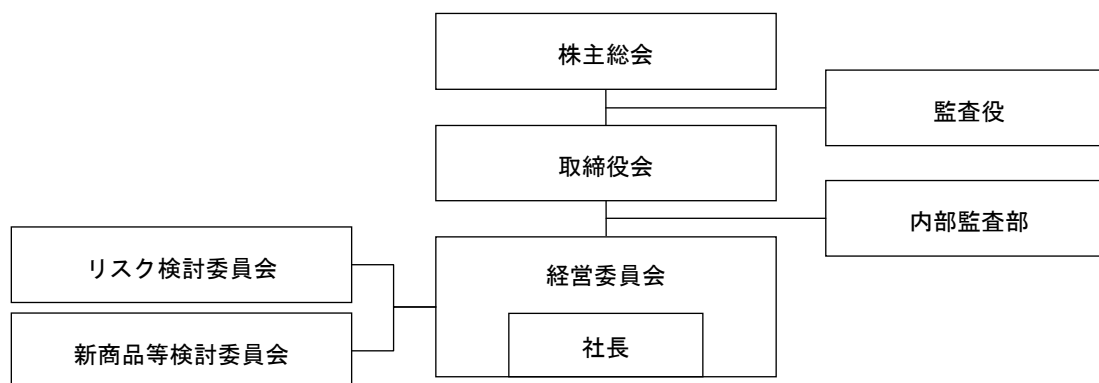
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の配分方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2016年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	109	1,572,750,934,759
合計	109	1,572,750,934,759

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。


独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日


ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			6,748,612			8,541,657	
有価証券			13,297,906			12,097,990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1,842,228			1,527,034	
未収運用受託報酬			1,578,480			1,885,724	
未収収益			368,604			11,848	
繰延税金資産			826,971			1,079,356	
流動資産計			24,662,860	88.5		25,143,796	90.7
固定資産							
投資その他の資産			3,193,568			2,580,738	
投資有価証券		1,596,511			573,290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,587,056			1,997,448		
固定資産計			3,193,568	11.5		2,580,738	9.3
資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

期別	第20期 (平成27年3月31日現在)				第21期 (平成27年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			599			580	
未払金			585,816			538,691	
未払収益分配金		229			242		
未払償還金		72			72		
未払手数料		585,514			538,376		
未払費用			3,406,376			4,518,812	
未払法人税等			957,171			888,102	
未払消費税等			470,936			205,603	
流動負債計			5,420,899	19.5		6,151,789	22.2
固定負債							
長期末払費用			6,285,478			7,097,924	
固定負債計			6,285,478	22.6		7,097,924	25.6
負債合計			11,706,378	42.0		13,249,714	47.8

期別	第20期 (平成27年3月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)			
純資産の部							
科目		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,867,795			13,545,174	
その他利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
繰越利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
株主資本合計			15,747,795	56.5		14,425,174	52.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		402,254			49,646		
評価・換算差額等合計			402,254	1.4		49,646	0.2
純資産合計			16,150,050	58.0		14,474,820	52.2
負債・純資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常 損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			14,066,674		11,823,135		
	運用受託報酬	* 2		9,173,012		6,961,333		
	その他営業収益	* 2		5,932,747		4,316,802		
	営業収益計			29,172,434	100.0	23,101,271	100.0	
	営業費用							
	支払手数料			6,754,210		5,363,613		
	広告宣伝費			139,448		102,758		
	調査費			6,692,987		5,350,334		
	委託調査費	* 2	6,692,987			5,350,334		
	委託計算費			220,885		159,321		
	営業雑経費			384,844		197,324		
	通信費		205,675			9,974		
	印刷費		147,770			161,506		
	協会費		31,398			25,843		
	営業費用計			14,192,375	48.6	11,173,351	48.4	
	一般管理費							
	給料			7,106,650		5,734,984		
	役員報酬		228,309			185,510		
	給料・手当		2,654,259			2,319,237		
	賞与		1,251,694			746,339		
	株式従業員報酬	* 1	1,027,305			797,337		
	その他の報酬		1,945,082			1,686,559		
	交際費			84,594		57,202		
	寄付金			71,518		63,290		
	旅費交通費			234,673		187,482		
	租税公課			83,891		71,744		
	不動産賃借料			416,707		268,044		
	退職給付費用			842,766		698,807		
	事務委託費			376,536		398,407		
諸経費			998,793		941,860			
一般管理費計			10,216,131	35.0	8,421,824	36.5		
営業利益				4,763,926	16.3		3,506,095	15.2

期別		第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外収益							
	収益分配金			49,958			502,884	
	受取利息			18,605			14,231	
	投資有価証券売却益			36,653			66,895	
	株式従業員報酬	* 1		—			59,655	
	為替差益			—			12,446	
	雑益			1,332			—	
	営業外収益計			106,549	0.4		656,114	2.8
	営業外費用							
	支払利息			138			—	
	株式従業員報酬	* 1		434,620			—	
	為替差損			33,391			—	
	投資有価証券売却損			1,065			8	
営業外費用計			469,216	1.6		8	0.0	
経常利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
税引前当期純利益				4,401,260	15.1		4,162,200	18.0
法人税、住民税及び事業税				2,267,605	7.8		1,978,986	8.6
法人税等調整額				18,387	0.1		△494,163	△2.1
当期純利益				2,115,267	7.3		2,677,378	11.6

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				2,115,267	2,115,267	2,115,267			2,115,267
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							166,854	166,854	166,854
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△884,732	△884,732	△884,732	166,854	166,854	△717,878
平成27年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050

第21期
(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成27年3月31日現在)	第21期 (平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																				
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,942,406千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,828,635千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">6,692,987千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,942,406千円	その他営業収益	5,828,635千円	営業費用		委託調査費	6,692,987千円	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">営業収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,882,545千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">4,175,357千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,350,334千円</td> </tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,882,545千円	その他営業収益	4,175,357千円	営業費用		委託調査費	5,350,334千円
営業収益																					
運用受託報酬	2,942,406千円																				
その他営業収益	5,828,635千円																				
営業費用																					
委託調査費	6,692,987千円																				
営業収益																					
運用受託報酬	1,882,545千円																				
その他営業収益	4,175,357千円																				
営業費用																					
委託調査費	5,350,334千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

(リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,748,612	6,748,612	—
有価証券			
其他有価証券	13,297,906	13,297,906	—
未収委託者報酬	1,842,228	1,842,228	—
未収運用受託報酬	1,578,480	1,578,480	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	1,596,511	1,596,511	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,748,612	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	13,300,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,842,228	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,578,480	—	—	—	—	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	—
有価証券			
其他有価証券	12,097,990	12,097,990	—
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	—
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	573,290	573,290	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるもの	12,100,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,527,034	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,885,724	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1,596,511	594,511	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13,297,906	13,297,906	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)		売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
285,818	36,653		1,065		568,887	66,895		8	

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。		1. 採用している退職給付制度の概要 同左	
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。		2. 退職給付費用に関する事項 同左	

(税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">735,838千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">67,023</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">24,108</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">826,971</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,710,136</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">69,177</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,779,313</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△192,256</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△192,256</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,587,056千円</td> </tr> </table>	未払費用	735,838千円	未払事業税	67,023	その他	24,108	小計	826,971	繰延税金資産（流動資産）	826,971	長期未払費用	1,710,136	その他	69,177	小計	1,779,313	その他有価証券評価差額金	△192,256	小計	△192,256		1,587,056千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">980,373千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">64,201</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">34,781</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動資産）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079,356</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,939,534</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,021,092</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△23,644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△23,644</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,997,448千円</td> </tr> </table>	未払費用	980,373千円	未払事業税	64,201	その他	34,781	小計	1,079,356	繰延税金資産（流動資産）	1,079,356	長期未払費用	1,939,534	その他	81,558	小計	2,021,092	その他有価証券評価差額金	△23,644	小計	△23,644		1,997,448千円
未払費用	735,838千円																																												
未払事業税	67,023																																												
その他	24,108																																												
小計	826,971																																												
繰延税金資産（流動資産）	826,971																																												
長期未払費用	1,710,136																																												
その他	69,177																																												
小計	1,779,313																																												
その他有価証券評価差額金	△192,256																																												
小計	△192,256																																												
	1,587,056千円																																												
未払費用	980,373千円																																												
未払事業税	64,201																																												
その他	34,781																																												
小計	1,079,356																																												
繰延税金資産（流動資産）	1,079,356																																												
長期未払費用	1,939,534																																												
その他	81,558																																												
小計	2,021,092																																												
その他有価証券評価差額金	△23,644																																												
小計	△23,644																																												
	1,997,448千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">35.64 %</td> </tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.62 %</td> </tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">5.57 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.11 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51.94 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	35.64 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %	法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %	その他	0.11 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">33.06 %</td> </tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.02 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.40 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">35.67 %</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	33.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %	その他	△0.40 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																										
法定実効税率 (調整)	35.64 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	10.62 %																																												
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	5.57 %																																												
その他	0.11 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.94 %																																												
法定実効税率 (調整)	33.06 %																																												
賞与等永久に損金に算入されない項目	3.02 %																																												
その他	△0.40 %																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.67 %																																												

<p style="text-align: center;">第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法人税等調整額が245百万円増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="text-align: center;">該当事項はありません。</p>

(セグメント情報等)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14,066,674	9,173,012	5,932,747	29,172,434

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,087,105	4,085,328	29,172,434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,828,635 2,942,406 6,692,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,452,937	有価証券 未払費用	13,297,906 287,201
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ 人事・総務・施設管理 業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費	6,803,100	未払費用 長期未払 費用	2,791,417 6,188,739
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,975,463
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベスト メント・ストラ テジー・ LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未収収益	354,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収 益(注1) 運用受託報酬 (注1) 委託調査費 (注1)	4,175,357 1,882,545 5,350,334	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

(1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,115,267千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

信託約款

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン

A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)

B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

<A コース>

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース(限定為替ヘッジ) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

<B コース>

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース(為替ヘッジなし) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げられる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本を含む世界各国の債券に投資します。中期的なデレレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けていきます。

<A コース>

- ③ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。

<B コース>

- ③ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。
- ④ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイーに債券および通貨の運用(デリバティブ取引等)にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ② 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎決算時(6 月 7 日。但し、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。
- ② 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ③ 分配を行う場合には、分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
- ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン
A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)
B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者としてします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受託者は、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 54 条第 6 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、または第 59 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

- ② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
- ③ 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託契約締結当初の受益者に関し、この信託の当初設定のため委託者の指定する証券会社が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、10 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(ただし、1 万口当たりの金額として表示されることがあります)。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 33 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受託者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権とな

ります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 12 条

<A コース>

委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 円単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日又はロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受付けられないものとします。ただし、第 50 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

<B コース>

委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 円単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日又はロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受付けられないものとします。ただし、第 50 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④ 第 1 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場

を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条 [削除]

第 16 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 17 条

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 27 条、第 28 条および第 29 条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 18 条

<A コース>

委託者(第 21 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース(限定為替ヘッジ) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

<B コース>

委託者(第 21 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主

<信託約款>

としてゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース(為替ヘッジなし) マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。))
9. 投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。但し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。))
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。))
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。))であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。))
14. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。))

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。))
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額、信託財産に属する株式の時

価総額およびマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券または株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 34 条において同じ。)、第 34 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 17 条ならびに第 18 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第 22 条、第 24 条から第 29 条、第 31 条、第 33 条、第 39 条から第 41 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(信託財産相互間取引等)

第 19 条 委託者は、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。ただし、当該取引が法令上認められない場合はこの限りではありません。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 21 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
所在地: 英国ロンドン市
商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
商 号: ゴールドマン・サックス(シンガポール)ビーティーイー
所在地: シンガポール
委託内容: 債券および通貨の運用(デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。))

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引

(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

- ② 委託者は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

- 第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 30 条 [削除]

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 32 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 34 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第 35 条 [削除]

(混蔵寄託)

第 36 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証券またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 37 条 [削除]

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 38 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 39 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。
- ③ 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。
- ④ 前 2 項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 43 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 44 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

- 第 45 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 8 日から翌年 6 月 7 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2001 年 11 月 22 日から 2002 年 6 月 7 日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 46 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第 47 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託者に対して支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第 48 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 45 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10.00 分の 95 の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

- 第 49 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下

- 「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

- 第 50 条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。
- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

- 第 51 条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて行うものとします。

(償還金の時効)

- 第 52 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 53 条 受託者は、収益分配金については第 50 条に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 51 条第 2 項に

規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 54 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受けたときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等)を含みます。があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

- ⑤の 2 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑥ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 26 億口を下回るようになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

- ⑦ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑧ 第 55 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 55 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 6 項」と読み替えます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 54 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 55 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない

事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えたときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 56 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 60 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 57 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 60 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 61 条 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 16 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 29 条および第 42 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該

指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条

第 29 条および第 42 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4 条

第 29 条および第 42 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2001 年 11 月 22 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社